

第三次紫波町総合計画

前期基本計画

2020 ~ 2023

(令和2年度)

(令和5年度)

紫 波 町

序章 基本計画の策定について

第1節 基本計画策定にあたって

この基本計画は、まちづくりの基本方針である基本構想の実現のため、土地利用の方針、財政フレーム、政策分野別方針の実現に向けた施策を明らかにしたものです。

第2節 土地利用の方針

「暮らし心地の良いまち」の実現に向けて取組みを進めるとともに、町の環境を100年後の子どもたちにより良い姿で残し伝えられるよう、総合的かつ計画的な土地利用を行います。

環境に配慮した総合的・計画的な土地利用により、秩序ある都市基盤の整備や産業振興を図り、誰もが豊かな生活を送ることができるまちをつくります。

1 農用地

治水機能など多面的な機能を持つ農地を効率的に利用し、かつ、適正に保全するとともに、地域の特性を生かした産地形成のために優良農地の確保と生産基盤の整備を進めます。

2 森林

水源涵養機能など、森林の持つ公益的機能が十分に発揮できる森林環境を保全しながら、適切な森林活用を進めます。

3 市街地

用途地域の市街地整備を計画的に進めるとともに、民間開発を誘導し、機能的で良好な環境の市街地をつくります。

第3節 財政フレーム

基本計画に掲げる施策の実現性確保のため、財政フレームを次のとおり設定します。

この財政フレームは、前期計画期間である令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間の普通会計ベースでの財政の総枠について、令和元年度予算などを基に将来推計したものです。

		前期基本計画 (令和2～5年度)	構成比	
歳入	町税	13,144 百万円	24.3%	
	地方交付税（臨財債含む）	17,428 百万円	32.2%	
	交付金・譲与税	4,301 百万円	7.9%	
	地方債	2,846 百万円	5.3%	
	その他	16,436 百万円	30.3%	
合計		54,155 百万円	100%	
歳出	経常的経費	人件費	9,840 百万円	18.2%
		扶助費	8,866 百万円	16.4%
		公債費	4,688 百万円	8.7%
		その他	26,704 百万円	49.3%
	計	50,098 百万円	92.5%	
投資的経費		4,057 百万円	7.5%	
合計		54,155 百万円	100%	

注) 実質的な交付税である臨時財政対策債（歳入）については、「地方交付税」に含めて推計しています。

第4節 計画の体系

※別添エクセル

※別添エクセル

第1章【健康・安心】

誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

町に住む誰もが、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていくため、お互いを認め合い、支え合いが生まれてくるまちをつくります。

第1節【健康】

一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します

第2節【医療】

誰もが必要な医療サービスを受けられるよう取り組みます

第3節【福祉】

一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第4節【食育】

健全な食生活の実現や食文化の継承を進めます

第1節 一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します

第1項 妊娠・出産・育児を切れ目なく支援します

(1-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
妊娠早期(妊娠 11 週以下)に妊娠届出を行う人の割合	95.9% (H30)	96.0%	98.5%
産後に助産師や保健師等からの助言を十分受けられたと感じた人の割合	90.5% (H30)	93.0%	95.0%
乳児等訪問の満足度	92.8% (H30)	94.0%	94.5%

現状と課題

- ・最近の母子健康手帳交付時の傾向として、10代や未婚のままの妊娠出産、母の精神的な脆弱さ、経済的、家族関係の問題など妊娠初期から産後の子育ての不安要因が複雑かつ多様化し、児童虐待につながる危険性のある事例が増加しています。
- ・母子健康手帳交付時に、妊婦の心身の健康状態や家庭状況を把握し不安や悩みへの相談対応、支援が必要な妊婦本人には、家庭訪問や電話などで心身の状況確認など継続的な支援を行っています。また、庁内の関係各課をはじめ、医療機関などの関係機関と連携しながら切れ目のない継続した支援を行い、虐待防止対策に取り組む必要があります。
- ・妊婦健診にかかる経費を公費負担することで経済的な負担を軽減するとともに、安全安心な出産に向けた妊婦の健康管理を支援しています。
- ・新生児・乳児訪問や乳幼児健診、相談事業は、病気の予防や早期発見、子どもの成長発達を確認する機会であるとともに、保護者の子育てに対する相談の場となっています。

施策の方針

- ・母子の心身の健康の確保と増進
- ・妊娠期からの虐待防止支援
- ・育児不安の解消支援

主な活動主体

町、紫波郡医師会、紫波郡歯科医師会、ボランティア協議会、保健推進員、食生活改善推進員、就学前児童施設

主な事業

子育て世代包括支援事業(母子保健事業)【健康福祉課、こども課】

- 妊産婦支援事業
- 乳幼児健康診査事業
- 子育て支援事業

第1節 一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します

第2項 三大疾病の予防に取り組みます

(1-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
脳血管疾患死亡率	136.5人/10万人 (H29)	130.0人/10万人	120.5人/10万人
特定保健指導該当者率	14.2% (H30)	13.7%	13.0%

現状と課題

- ・がん、心疾患、脳血管疾患による死亡が、全死因の約6割を占めています。
- ・ここ数年の町のがん、心疾患、脳血管疾患の死亡率（人口10万対）の経年変化を見ると岩手県平均よりやや低い状況ですが、盛岡保健医療圏の平均と比べると高めの状況です。
- ・高齢化や生活スタイルの変化等により、糖尿病や心疾患、脳血管疾患など慢性疾患の罹患が増加し、メタボリック症候群の予防対策が重要課題となっています。
- ・町の特定健康診査受診率は県内でも高い受診率（H30：60.14%）となっていますが、特定保健指導実施率は県平均よりも低く、メタボリック症候群該当者やその予備軍、血圧高値・高血糖の状態でありながら医療機関を受診しない人もいるため、健診結果から自分の健康について問題点を認識し行動変容できるような支援が必要です。

施策の方針

- ・生活習慣改善の支援
- ・がん検診事業の推進
- ・健康管理の支援
- ・糖尿病重症化予防の推進

主な活動主体

町、保健推進員、食生活改善推進員協議会、検診委託機関、紫波郡医師会

主な事業

成人保健事業【健康福祉課、町民課】

- 健康増進事業
- がん検診事業
- 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

第1節 一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します

第3項 自分の健康に関心を持ち、健康のために行動する人を増やします(1-1-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
日常生活において歩行又は同等の身体活動を1時間以上毎日行っている人の割合	42.2% (H30)	60.0%	80.0%

現状と課題

- ・町の人口は33,088人、65歳以上人口は10,119人となっており、総人口に占める高齢者の割合は年々増加し、高齢化率は30.58%となっています(R元.11月末)。また、世帯をみると65歳以上の高齢者単独世帯や高齢者だけの世帯も微増しています。
- ・健康で自立した生活を過ごすためには、年に1回は健康診査を受診し身体の状態を確認する必要があります。健診受診後の生活習慣の改善が必要な方には、各地区公民館でのいこいの家や健康相談を活用し助言する機会がありますが、働き盛りの壮年期世代へのアプローチが難しい現状です。
- ・平成30年に実施した元気はつらつアンケート調査で、約6割の人が「自分は健康であると思う」と回答しています。また、自分の健康についての心配事の多くは、「運動不足」「生活習慣病」となっており、健康のために心掛けていることの多くは「食事(量やバランス)」との回答がありました。食生活を含めた生活習慣改善のための教室や運動のきっかけづくりとなる運動教室の参加者は固定化しており、教室の持ち方や対象者へのアプローチが今後の課題となっています。

施策の方針

- ・健康づくりへの支援
- ・疾病予防・健康管理への支援

主な活動主体

町、保健推進員、ボランティア協議会、民生委員、食生活改善推進協議会

主な事業

健康づくり事業【健康福祉課、長寿介護課】

- 各種健康づくり事業
- 地区の健康相談・健康教育、家庭訪問事業
- 食生活改善事業

第1節 一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します

第4項 感染症から自分の身を守る人を増やします

(1-1-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
麻疹風しん第2期接種率	97.3% (H30)	98.0%	98.5%
予防接種事故報告件数	2.0件 (H30)	0件	0件

現状と課題

- ・乳幼児を対象とする定期予防接種は、近年、ワクチンの種類が増加し、特に乳児期の接種スケジュールは過密となっています。安全で効果的な接種のために、正しい知識を周知するとともに、接種スケジュールについて助言指導が必要となっています。
- ・感染症の流行を抑制するためには、予防接種により獲得した免疫水準の維持が必要です。乳児期の定期予防接種の接種率は100%と高い接種率を維持していますが、国の特定感染症予防指針にて、95%以上の高い接種率が求められている麻疹風しん第2期の予防接種の接種率は、97.5% (H30実績)です。麻疹風しんの予防接種は、成人してから感染すると重症化しやすいこと、また、家族や周囲への感染拡大となることや妊婦が妊娠初期に感染すると生まれてくる子どもに影響が及ぶことなどから、特にも国の示す指針以上の高い接種率を維持する必要があります。
- ・国外での新たな感染症の流行や新型インフルエンザの流行も危惧されています。国内で感染者が発生した場合に備え、町民へのワクチン接種が円滑に実施できるように医師会等と調整しながら準備を進める必要があります。

施策の方針

- ・乳幼児の予防接種スケジュール管理の支援
- ・安全で円滑な予防接種の推進

主な活動主体

町、予防接種委託医療機関、紫波郡医師会

主な事業

感染症予防事業【健康福祉課】

- 感染症予防普及事業
- 定期予防接種事業 (A類疾病、B類疾病)
- 任意予防接種事業

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられるよう取り組みます

第1項 誰でも安心して医療を受けられるよう取り組みます

(1-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
福祉医療給付対象者申請勧奨	—	1回	2回
後期高齢者医療制度説明会参加率	72.0% (H30)	74.0%	75.0%
限度額適用標準負担額減額認定証交付率	96.0% (H30)	97.0%	98.0%

現状と課題

- ・町の高齢者人口は10,119人、高齢化率は30.58%（R元.11月末）であり、高齢化の進展に伴い、医療機関の適正利用に向けた啓発が必要です。
- ・被保険者の高齢化や医療の高度化により医療費が増大しています。
- ・高齢者は様々な事情により制度を理解する機会が少なく、手続きを行わないことで十分なサービスを受けることができないことがあります。
- ・福祉医療制度の拡充により、医療給付費が増加しています。
- ・福祉医療制度は市町村によって給付内容が様々であり、関係機関と連携し負担の公平を図る必要があります。

施策の方針

- ・高齢者への支援の充実
- ・申請勧奨と職権適用範囲の充実
- ・福祉医療制度の充実

主な活動主体

町、県、関係機関

主な事業

福祉医療給付事業【町民課】



高齢者医療事務【町民課】

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられるよう取り組みます

第2項 健全で安定した国民健康保険の運営を行います

(1-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
国民健康保険税収納率	94.4% (H30)	96.0%	96.0%
1人当たりの医療費	406,500円 (H30)	518,000円	535,000円

現状と課題

- ・高齢化の進展による被保険者の減少、雇用状況の悪化に伴う失業者等の加入により国民健康保険財政は厳しい状況にあります。
- ・保険税の収納率は近年上昇していますが、生活困窮などの理由で国民健康保険税を納付できない世帯主が一定数存在します。
- ・納付相談、口座振替の推進、コンビニでの納付を可能にするなど納付環境の整備を進めています。
- ・被保険者の高齢化により疾病構造の変化や高度医療の進展などにより、1人当たりの医療費が増加傾向にあります。
- ・国民健康保険の被保険者の負担軽減が求められています。
- ・生活習慣病を改善する対策、取り組みが必要です。
- ・医療保険制度のあり方について、国全体で議論されています。
- ・先発医薬品と比較し安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を進め、医療費の適正化を図る必要があります。

施策の方針

- ・国民健康保険財政の安定
- ・国民健康保険事業の適正な運営
- ・国民健康保険税の自主納付の推進
- ・後発医薬品の利用割合の充実

主な活動主体

町

主な事業

国民健康保険事業【町民課、健康福祉課、税務課】

- 保険給付事業
- 特定健康診査等事業
- 国民健康保険税賦課収納業務

第2節 誰もが必要な医療サービスを受けられるよう取り組みます

第3項 いつでも安心して医療を受けられる体制を確保します

(1-2-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
「町民医療」について満足と感じる町民の割合	57.3% (H29)	60.0%	60.0%

現状と課題

- ・町が属している盛岡保健医療圏は、県内でも最も医療機関数、病床数、医師数が多い圏域です。中核病院である盛岡赤十字病院へは町中心部から車で30分圏内にあるほか、令和元年9月に矢巾町に移転した岩手医科大学附属病院への所要時間は20分程度です。町内には病院1か所、内科等の医科診療所16か所、歯科医院13か所の計30か所の医療機関がありますが、国道4号沿いの中心部に医療機関が集中しており、自家用車や交通機関の利用によって医療に恵まれた環境を実感できる状況にあります。
- ・これまで「すこやか号」を利用して医療機関を受診していた町民が、令和2年度からの「すこやか号」に代わる新たな公共交通を利用して受診できる環境整備が必要です。
- ・2025年問題[※]に備え、在宅医療体制の充実が求められるとともに、町内の高齢化率も30%を超えている現在、かかりつけ医をもつことの重要性について周知が必要となっています。また、継続した医療体制を確保していくために適正な医療機関受診についても医療機関とともに周知活動をしていく必要があります。

施策の方針

- ・医療体制の確保と適正受診の周知
- ・医師会との連携

主な活動主体

町、紫波郡医師会、紫波郡歯科医師会、盛岡二次救急医療委託医療機関

主な事業

地域医療体制確保事業【健康福祉課】

- 医療体制普及啓発事業
- 休日救急当番医・二次救急医療・小児救急医療委託事業
- 市町村医師養成事業

※2025年問題

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題。

第3節 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第1項 地域で福祉を支える体制をつくり支援します

(1-3-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
民生児童委員の地域活動回数	3,300回 (H30)	3,300回	3,300回
自立相談支援件数 (新規相談件数)	77件 (H30)	80件	80件

現状と課題

- ・ 少子高齢化や核家族化が急速に進み、地域での人と人との助け合いや交流が希薄になり、地域で孤立している人が増えています。その一方で、地球温暖化の影響により、自然災害が多く発生している状況にあります。災害時の行政による支援は限界があることから、親族や隣近所による助け合いが重要になってきています。
- ・ 地域福祉の推進には、町民の自主的な参加により、自助・共助・公助のバランスが取れた地域福祉を推進するための取組みが必要です。
- ・ 地域福祉の中心となる民生児童委員や地域福祉の担い手が不足しているため、担い手を育成し、その活動へ支援することが必要です。
- ・ 失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活基盤が崩れ、生活に不安を抱える人が増えています。また、失業や離職後、何らかの理由で就労していない人は、生活リズムの崩れや社会との関わりへの不安、就労意欲の低下などの理由で就労が困難な状況になっているため、就労訓練など中間的就労の場が必要となっています。
- ・ 生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自ら支援を求めることができず支援が遅れるほど状況は深刻化し、解決が難しくなります。複合的な課題を持つ人に対して、課題を整理し、自立に向けその人に合った支援を提供することが必要です。
- ・ 地域課題を解決するためには、社会福祉協議会や地域の福祉団体等と協力しながら、関係機関が連携して取り組むことが必要です。

施策の方針

- ・ 民生児童委員・主任児童委員の活動への支援
- ・ 社会福祉協議会や各福祉団体に対する補助金交付及び活動への支援
- ・ 地域福祉計画の策定と推進
- ・ 自立への支援
- ・ 福祉サービスの提供

主な活動主体

町、民生児童委員、社会福祉協議会、福祉団体、地域団体、NPO法人、町民

主な事業

地域福祉推進事業【健康福祉課】

- 福祉人材育成、地域福祉の普及活動
- 社会福祉協議会、福祉団体への支援
- セーフティネット支援対策等事業（ふれあい相談）

生活困窮者自立支援事業【健康福祉課】

- 自立相談支援事業
- 就労準備支援事業・就労訓練事業
- 家計相談支援事業

第3節 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第2項 障がい者の社会参加と自立への支援を行います

(1-3-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
理解促進・啓発活動への参加者数	70人 (H30)	100人	100人
福祉施設から一般就労への移行者数	2人 (H30)	4人	4人

現状と課題

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、精神障がい者や発達障がい児(者)の利用が増加傾向にありサービス給付費も増加の一途をたどっています。
- ・障害福祉サービスの利用に関する相談件数が増加しており、その相談内容も複雑なものとなっていますが、相談に応じる相談支援事業者や相談支援専門員が不足しています。
- ・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した生活ができるよう生活環境・就労環境を整備する必要があります。
- ・障がいに対する正しい理解が浸透しておらず、障がいや障がい者に対する更なる理解促進や啓発活動を関係機関と連携して展開する必要があります。
- ・ライフスタイルの変化や社会情勢の急激な変動等により、あらゆる世代において悩みやストレスを感じている人が増えているため、こころの健康維持を支援する取組みが必要です。

施策の方針

- ・障がい者の自立生活支援
- ・障がい者の社会参加活動、雇用・就労への支援
- ・精神保健福祉の実施
- ・障がい者の権利を擁護する取組みへの支援
- ・障がい福祉プランの策定と推進

主な活動主体

町、障害者相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障がい者自立支援協議会、障害者支援団体、ハローワーク

主な事業

障害者総合支援事業【健康福祉課】

- 障害福祉サービス事業
- 障害者地域生活支援事業
- 精神保健福祉事業

第3節 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第3項 高齢者が健康を維持し社会参加できるよう支援します

(1-3-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町民主体の集いの場の設置数(町民主体の集いの場、認知症カフェ、いこいの家設置数)	95 か所 (H30)	100 か所	105 か所
介護予防事業(高齢者サロン、いこいの家、元気アップ教室、シルバーリハビリ体操)の延参加者数	20,707 人 (H30)	22,000 人	24,000 人
要介護認定率	17.5% (H30)	18.0%	19.0%

現状と課題

- ・町の高齢者人口は平成31年3月末に1万人を超え、高齢化率は30.58%となっています(令和元年11月末)。また、高齢者に占める75歳以上の割合は5割を超えており、今後さらに増加する見込みです。
- ・加齢に伴い介護認定率は増加する傾向にあり、平成30年度末の介護認定率(町平均)17.5%に対し、80~84歳は25.1%、85歳以上では56.9%となっています。
- ・町の人口の3割は高齢者で占められており、今後は少子化によりさらに高齢化が進展することが見込まれる中、高齢者の健康はもちろん、社会参加ができることがまちづくりのポイントとなってきます。高齢者が介護予防の取り組みができるように、通いの場を整えることや、継続して介護予防活動ができるツールを提供することによってサポートする必要があります。
- ・社会参加については、就労、シルバー人材センターの他、いこいの家や町民同士の自主的な集いの場など多様な仕組みが必要です。

施策の方針

- ・社会参加の仕組みづくり
- ・介護予防の推進

主な活動主体

町、町民、シルバー人材センター、老人クラブ、いこいの家、社会福祉法人

主な事業

介護予防・日常生活支援総合事業【長寿介護課】

- └─ 介護予防・生活支援サービス事業
- └─ 介護予防ケアマネジメント事業
- └─ 一般介護予防事業

在宅高齢者支援事業【長寿介護課】

- └─ 在宅高齢者支援事業
- └─ 老人クラブ育成事業
- └─ シルバー人材センター運営費補助事業

第3節 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第4項 高齢者が支援や介護を受ける状態になっても安心して生活できるよう支援します (1-3-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
認知症サポーター養成講座の年間受講者数	375人 (H30)	375人	375人
在宅での介護施設待機者数	28人 (H30)	20人	15人
「高齢者に質の高い介護サービスが行われている」の満足度	58.0% (H30)	59.0%	60.0%

現状と課題

- ・高齢者の増加とともに、支援や介護などサポートを必要とする要介護等認定者数は増加することが見込まれることから、安心して生活できるようサポートする必要があります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を希望する場合は、町民同士の支え合いや介護予防・日常生活支援総合事業、介護サービスによる支援のほか、医療と介護の連携、認知症の方を支える仕組みづくり、成年後見制度の活用促進などにより高齢者のニーズや生活実態に合わせた体制整備が求められています。成年後見制度については、担い手の確保が必要となることから、広域的な取組みを進めています。
- ・住み慣れた地域で生活ができない場合には、介護サービスや介護施設などのサービスを利用して安心して生活できるように、サービスの充実を図る必要があります。
- ・介護給付の適正化、介護サービスの向上などにより、町民がより安心して介護サービスを利用できるようにすることが必要です。

施策の方針

- ・地域包括ケア体制の構築
- ・成年後見制度の活用促進
- ・介護給付適正化
- ・介護サービスの質の向上
- ・適切な介護保険事業の運営

主な活動主体

町、町民、紫波郡医師会、介護保険事業者、関係福祉団体、盛岡圏域の市町

主な事業

介護予防・日常生活支援総合事業【長寿介護課】

- ├── 介護予防・生活支援サービス事業
- ├── 介護予防ケアマネジメント事業
- └── 一般介護予防事業費

包括的支援事業・任意事業【長寿介護課】

- ├── 在宅医療・介護連携推進事業
- ├── 認知症総合支援事業、成年後見制度活用促進事業
- └── 生活支援体制整備事業・家族介護支援事業

介護保険事業【長寿介護課】

- ├── 介護認定事業・介護保険事務（賦課徴収）
- ├── 介護給付事業
- └── 介護適正化事業

第3節 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

第5項 経済的に安定した生活を支援します

(1-3-5)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
国民年金制度の周知回数	12回 (H30)	12回	12回
消費者保護制度の周知回数	13回 (H30)	15回	18回
消費者救済資金貸付件数	7件 (H30)	6件	6件

現状と課題

- ・高齢化とともに年金受給者が増加する中で、少子高齢化に伴う世代間の不公平感が増大し、年金の未加入者や未納が増えています。
- ・国民年金の制度や趣旨を周知するとともに、全ての人が安心して年金を受給できるように、また、将来の不安を解消するために、適切な運営や改革について国に要請していくことが必要です。
- ・消費者保護の相談等を行う機関と連携し、広く情報を発信することで相談しやすい環境を整える必要があります。
- ・WEB上での商取引を巡るトラブルや多重債務等、消費生活相談に関するニーズは高く、相談機関には一層の専門性が求められるとともに、弁護士等の専門家や他の相談機関との情報共有により生活支援体制の強化を図る必要があります。

施策の方針

- ・国民年金の制度や趣旨の普及
- ・消費者情報の発信や啓発
- ・消費者相談の充実と専門機関との連携
- ・消費者救済資金・生活再建資金制度の周知

主な活動主体

町、町民、年金事務所、消費生活センター、信用生協、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、民生委員

主な事業

国民年金事務【町民課】

消費者保護事業【商工観光課】

第4節 健全な食生活の実現や食文化の継承を進めます

第1項 食育を通じて健全な食生活を実践する人を増やします

(1-4-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
3食食べている3歳児の割合	91.0% (H30)	100%	100%
朝食を摂る人の割合	89.0% (H30)	90.0%	90.0%
食育に関心がある人の割合	91.0% (H30)	100%	100%

現状と課題

- ・食育は生きるうえでの基本であり、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが必要です。
- ・食育への関心や理解、認知度は向上していますが、ライフスタイルの変化による朝食の欠食や食習慣の乱れ、栄養の偏りなど健全な食生活を実践することが難しい状況となっています。
- ・子どもたちは、農作業の様子や農作物の収穫までの過程を知る機会が減少しています。また、核家族化や食生活の多様化により、家庭や地域に伝わってきた郷土料理などが次世代に伝わりにくくなることが懸念されます。

施策の方針

- ・食生活・食習慣の改善
- ・食育意識の普及啓発

主な活動主体

町民、農業者、食育活動団体、食品関連事業者、児童施設、学校、町

主な事業

食育推進事業【健康福祉課、農林課、学務課、学校給食センター、生涯学習課、こども課、環境課】

- 食に関する栄養相談・指導
- 食に関する講座の開催
- 食に関する情報発信

第4節 健全な食生活の実現や食文化の継承を進めます

第2項 食と農が結びついた豊かな食文化を次世代につなげます

(1-4-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
児童保育施設等での野菜作り体験実施施設数	11 施設/年 (H30)	11 施設	11 施設
学校での農業体験実施校数	14 校 (100%) (H30)	8 校 (100%)	8 校 (100%)
食と農の情報発信サイト閲覧数	34,728 回 (H30)	40,000 回	40,000 回

現状と課題

- ・町内で生産された良質な地元農畜産物を引き続き地域内で消費・拡大していく必要があります。
- ・農家数の減少により、身近に農業を体験する機会が減少し、食と農を実感することが難しい状況にあります。
- ・子どもたちに農業体験の機会を設けるなどの工夫が必要です。
- ・農業が果たしている役割を消費者が理解し、郷土への関心を持ち、新鮮で安全安心な地元農畜産物を積極的に消費しようとする意識を育てていく必要があります。
- ・家庭や地域に伝わってきた郷土料理や豊かな食文化の重要性を理解し、継承していく必要があります。
- ・学校給食を通じ、食の大切さや地元農畜産物への理解を深めていく必要があります。

施策の方針

- ・地元農畜産物の理解促進
- ・地域の食文化継承の推進
- ・学校給食への地元農畜産物の安定供給

主な活動主体

町民、農業者、市民活動団体、関係団体、児童施設、学校、町

主な事業

食農理解促進事業【農林課、学務課、学校給食センター】

- 地元農畜産物理解促進事業
- 農業体験交流事業
- 食文化継承事業

第2章【自然・産業】

豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

昔から大切に守られてきた自然や先人たちの知恵・技術は、町の財産です。

この魅力に気づき、多様な世代がお互いにつながり合いながら、これらを生かし、新たな知恵や技術で挑戦し続けることで自らなりわいを生み出し、豊かな暮らしを未来へと紡いでいきます。

第1節【環境】

自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第2節【農業】

農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組めます

第3節【森林・林業】

森林の有する多面的機能を維持し、森林資源の保全・活用を進めます

第4節【商工業】

地域の特性を生かし、今ある価値を高めながら商工業の振興に取り組めます

第5節【観光交流・定住】

豊かな地域資源を生かして内外のつながりを広げます

第6節【雇用・就労】

地元で安定して、安全に働き、能力を発揮できるように取り組めます

第1節 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第1項 町民や事業者とともに環境への意識を高める活動を推進します (2-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
環境・循環に関わる活動人数	5,036人 (H30)	5,500人	6,000人

現状と課題

- ・「環境のまち」実現のため、行政からの情報に併せ町民や団体の目線による情報発信も必要であり、現在は市民活動団体（NPO法人等）がその役割を担っています。
- ・市民活動団体の働きかけにより、町民や事業者が主体となる環境学習や環境保全活動など循環型まちづくりに関連した取組みが広がっています。

施策の方針

- ・循環型まちづくりの推進

主な活動主体

町、町民、事業者、大学、市民活動団体、農業協同組合、土地改良区、森林組合、農林公社、教育機関

主な事業

環境活動推進事業【環境課】

- └ 循環型まちづくり委員会活動事業
- └ 循環型まちづくり情報発信事業

第1節 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第2項 資源を有効に活用する取組みを進めます

(2-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
一般廃棄物（家庭系）資源化率	23.0% (H30)	26.0%	28.0%

現状と課題

- ・近年中央部の宅地化が進むにつれ転入世帯が増えており、ごみの分別方法を知らず、燃やせるごみの排出量は増加傾向にあります。それに伴いごみの資源化率は低下しています。
- ・集団資源回収の団体数や回収量は平成28年度をピークに減少しており、一般家庭から排出される資源ごみは、年間1,400トンほどあります。

施策の方針

- ・3Rの意識啓発

主な活動主体

町、町民、事業者、環境衛生組合連合会、ごみ減量女性会議

主な事業

資源循環推進事業【環境課、農林課】

- ごみ減量PR活動（ごみゼロの日）
- 資源物保管施設整備事業補助
- 紫波町環境まつり

第1節 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第3項 二酸化炭素の排出抑制に取り組みます

(2-1-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
循環型エコプロジェクト推進事業によるCO2削減量	2,593 t (H30)	3,000 t	3,500 t
紫波中央駅東駐車場利用台数	19,217 台 (H30)	20,000 台	20,750 台

現状と課題

- ・ペレットストーブ及び薪ストーブ導入への取組みは二酸化炭素の排出抑制に効果があり、近隣市町村と比較して進んでいるものの伸び悩みが見られます。これは経済状況の低迷のほか、環境に果たす役割の啓発が導入に係る案内を含め不足していると考えられます。
- ・町産木材の利用促進や間伐材の活用などにより、二酸化炭素の排出抑制が進んでいます。
- ・自家用車から環境負荷のより少ない公共交通にシフトさせ、二酸化炭素の排出抑制につなげる取組みが必要です。

施策の方針

- ・循環型エコプロジェクトの推進
- ・紫波型エコハウス普及
- ・パークアンドライドの促進

主な活動主体

町、町民、市民活動団体、事業者

主な事業

二酸化炭素排出抑制事業【環境課、都市計画課】

- └─ 循環型エコプロジェクト推進事業
- └─ 駅関連施設事業

第1節 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第4項 衛生的な生活環境の保全を進めます

(2-1-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
クリーン紫波運動参加人数	12,141人 (H30)	12,800人	13,400人
まちピカ応援隊登録団体数	6団体 (H30)	8団体	10団体

現状と課題

- ・農畜産業に伴う悪臭や野焼きによる産業公害より、家庭でのごみの焼却による大気汚染や放置されたペットの糞害、地主の不在による土地の荒廃など生活公害が多く発生しています。
- ・公害苦情対応では、その当事者が高齢等の事情により改善が困難であったり、遠隔地に在住など不在・不明のためすぐに解決できないといった事例が増えています。
- ・地域内における環境保全活動は活発に展開されていますが、紫波まちピカ応援隊として登録した団体が6団体と少ない現状です。
- ・年2回開催している「クリーン紫波運動」では、毎回5,000人以上の町民がごみ拾い等清掃活動を実施していますが、道路や水路といった公共施設については、高齢化や人手不足によって活動の維持が難しくなっています。

施策の方針

- ・公害防止意識啓発
- ・まちピカプログラム

主な活動主体

町、町民、事業者

主な事業

環境保全対策事業【環境課】

- └ 環境保全対策委員会の開催
- └ 公害苦情の調査・処理

地域環境整備事業【環境課】

- └ 紫波まちピカ応援隊活動の支援
- └ クリーン紫波運動の実施

第1節 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します

第5項 廃棄物の適正処理を進めます

(2-1-5)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
年間1人当たりのごみ排出量	199kg (H30)	180kg	170kg
不法投棄苦情件数	21件 (H30)	18件	15件

現状と課題

- ・平成22年8月から開始された容器包装類の分別によって、ごみ減量に向けた取組みが進んでいます。
- ・集団資源回収の推進のため、各地に資源物保管庫の整備が進められています。
- ・10地区18名のポイ捨て監視員による不法投棄の監視や、事業所と町との不法投棄情報提供の協定の締結により不法投棄防止活動が展開されています。
- ・町民に対し、広くポイ捨て禁止の意識啓発を図る必要があります。
- ・ごみ処理の広域化（県央ブロック8市町を対象区域）について、広域化推進協議会で進められています。

施策の方針

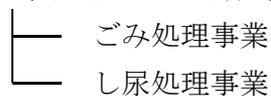
- ・燃やせるごみの減量
- ・不法投棄減少
- ・ごみ処理広域化の推進

主な活動主体

町、町民、ポイ捨て監視員、県央ブロック8市町

主な事業

廃棄物適正処理事業【環境課】



第2節 農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組みます

第1項 多様な担い手を確保・育成します

(2-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
認定農業者等の個人経営体数 (うちリーディング経営体数)	199 (6) 経営体 (H30)	243 (10) 経営体	243 (20) 経営体
親元就農者数	1 経営体 (H30)	5 経営体	5 経営体
新規就農者数	3 経営体 (H30)	5 経営体	5 経営体
集落営農等組織経営体数	45 経営体 (H30)	41 経営体	41 経営体

現状と課題

- ・ 農業者の高齢化や後継者不足が深刻化しています。このことから農地が放置され、耕作放棄地の増加につながり、また、農地の減少は食料自給率の低下へとつながります。
- ・ 農業者の減少により、農業技術の伝承が難しくなることが懸念されます。
- ・ 持続的な農業生産と農地の保全・有効利用を進めるためには、認定農業者（農業法人含む）等の担い手とともに、地域農業を支える小規模農家、兼業農家等を確保していく必要があります。
- ・ 地域において、担い手不足が深刻化していることから、集落営農の連携・広域化により担い手を確保する必要があります。
- ・ 生産コストの低減と収益向上を図るため、営農組織の法人化等により、農業経営を安定させる必要があります。
- ・ 将来の担い手候補である親元就農者、新規就農者等の技術の向上や農業に取り組みやすい体制を充実させる必要があります。
- ・ 農業者のための公的年金である「農業者年金」を周知し、農業者の将来に備えることが大切です。

施策の方針

- ・ 多様な担い手の確保と育成
- ・ 地域ぐるみ農業の推進
- ・ 農業経営管理指導の充実
- ・ スマート農業の推進
- ・ 農業者年金への加入推進

主な活動主体

町、農業者、農業協同組合、関係機関・団体

主な事業

農業経営基盤強化対策事業【農林課、農業委員会】

- ├── 担い手育成総合支援事業
- ├── 新規就農者等支援事業
- └── 地域農業振興事業（人・農地プラン推進事業）

農業者年金加入推進事業【農業委員会】

第2節 農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組みます

第2項 循環型農業と地域特性を生かした産地づくりを進めます

(2-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
主な野菜作付面積 (きゅうり、トマト、ピーマン)	35ha (H30)	35ha	35ha
主な果樹栽培面積 (りんご、ぶどう、もも、洋なし)	264ha (H30)	263ha	263ha
家畜の飼養頭数	牛 1,579 頭 (H30) 豚 3,520 頭 (H30)	牛 1,600 頭 豚 3,500 頭	牛 1,600 頭 豚 3,500 頭
町の堆肥供給量	1,094 t (H30)	1,100 t	1,100 t
野生鳥獣による被害面積	1,718 a (H30)	1,600 a	1,500 a

現状と課題

- ・町の農業は水稻を中心に畜産や果樹・野菜等を組み合わせた複合経営により発展してきました。近年、主力であった主食用米の消費量が毎年減少していることから、水田を有効に活用し、地域振興作物の生産拡大、新たな高収益作物の導入により農家所得を維持・向上させていく必要があります。
- ・肉牛では生産農家の高齢化が進み飼養戸数は減少していますが、1戸当たりの飼養規模が拡大しています。しかし、子牛価格の高騰が続いており、肥育農家は厳しい経営環境にさらされています。
- ・養豚では生産農家の高齢化が進むとともに後継者不足が懸念されています。
- ・食の安全、安心を推進する観点から循環型農業の取り組みを中心にした農畜産物の生産を振興する必要があります。
- ・循環型農業や環境保全型農業の発展のためには、持続性の高い農業生産方式を目指し、たい肥などの有機質資材の施用を進め、化学的に合成された肥料や農薬を施用基準以下の使用に抑える必要があります。
- ・ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害の増加と併せて新たにイノシシによる農作物被害が確認されており、更なる被害対策を講じていく必要があります。

施策の方針

- ・農作物の生産振興
- ・家畜生産の振興
- ・有機資源の活用
- ・鳥獣被害の軽減

主な活動主体

農業者、町、農業協同組合、関係機関・団体

主な事業

循環型農業推進事業【農林課】

- ├── 水田農業・園芸作物生産振興事業
- ├── たい肥製造供給事業
- └── 家畜生産振興事業

鳥獣被害防止対策事業【農林課、環境課】

- ├── 電気柵設置事業
- └── 地域ぐるみ対策事業

第2節 農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組みます

第3項 地産地消と6次産業化を推進します

(2-2-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町内農産物を購入している人の割合	95.0% (H30)	95.0%	95.0%
産直販売額	947 百万円 (H30)	950 百万円	950 百万円
6次産業化・地産地消に基づく事業計画の認定団体数	6 団体 (H30)	8 団体	10 団体
農村体験プログラムの数	1 個 (H30)	3 個	6 個

現状と課題

- ・産直施設において、農家組合員の高齢化等により、農産物提供者等が減少傾向にあります。
- ・農業所得向上につなげる手段の1つである6次産業化については、農業者と加工業者をマッチングする場、仲介する機関が少ないことから、各事業者が連携した多様な6次産業化への取組みにまで至っていないのが現状です。
- ・町内の6次産業化商品の販売先としては、道の駅、産直施設などがありますが、農業者に販路開拓のノウハウが不足している状況にあります。
- ・多様化するニーズを捉えた商品開発に取り組む技術、管理及び開発された商品の情報発信方法などの知識が不足しています。
- ・6次産業化に向けて、関係団体等が行っている支援内容の周知が課題となっています。
- ・グリーン・ツーリズム、フード・ツーリズム等の取組みを求められていますが、農村資源は豊富にあるものの、農業体験や農家民泊の受入体制が不足しています。また、体験プログラムの充実と総合的発信が必要となっています。

施策の方針

- ・地産地消の推進
- ・産直活動の活性化推進
- ・6次産業化の推進
- ・農村体験の推進

主な活動主体

町、農業者、加工業者、販売業者、関係機関・団体

主な事業

地産地消促進事業【農林課、産業政策監、商工観光課】

- └─ 産直活動支援事業
- └─ 農畜産物消費拡大事業

6次産業化推進事業【農林課、産業政策監、商工観光課】

- └─ 新商品開発・販売促進事業
- └─ 農村体験事業

第2節 農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組みます

第4項 環境と景観に配慮した農村整備を進めます

(2-2-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
中心経営体への農地集積率	77.1% (H30)	80.0%	80.0%
多面的及び中山間直接支払事業に包含される農地の割合	69.7% (H30)	80.0%	80.0%
耕作放棄地面積	64ha (H30)	64ha	64ha

現状と課題

- ・ 農業所得の向上のために耕作条件の良い農地を選択する傾向があります。
- ・ 経営農地の分散により効率化が進まず、農地集積・集約化が難しい状況にあります。
- ・ 人・農地プランに位置づけられる中心となる担い手（中心経営体）が土地を集積し、生産性を高めるために、生産基盤を整備する必要があります。
- ・ 防災と景観保全の両面から、中山間地域を含めた農地・農業用施設（ため池、水路等）の適正管理が求められています。耕作放棄地や遊休農地が増加すると、自然災害が起きやすくなったり、農村の持つ景観が失われたりする懸念があります。
- ・ 集落内の農地の景観保全は、高齢化等により農業者だけでは維持できなくなってきています。
- ・ 農地の活用方法については、農業生産のほか体験農園など幅広く利用できる方法を検討する必要があります。

施策の方針

- ・ 生産性を高める農地の整備
- ・ 人・農地プランによる農地の集積・集約化への支援
- ・ 農地・農業用施設の適正な維持管理
- ・ 農地の有効利用

主な活動主体

町、農業者、土地改良区、農業協同組合、関係機関・団体

主な事業

農業生産基盤整備事業【農林課、農業委員会】

- └─ ほ場整備・耕作条件改善事業
- └─ 人・農地プラン推進事業
- └─ 農地中間管理事業

農村環境整備保全事業【農林課】

- └─ 農業・農村多面的機能維持・発揮支援事業
- └─ 中山間地域等直接支払交付事業

遊休農地対策事業【農業委員会、農林課】

第3節 森林の有する多面的機能を維持し、森林資源の保全・活用を進めます

第1項 森林環境の保全と整備を進めます

(2-3-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
林家意向調査の延べ実施件数	—	400 件	800 件
松くい虫駆除材積	340 m ³ (H30)	200 m ³	200 m ³

現状と課題

- ・森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的な機能があり、これを維持していく必要があります。
- ・子や孫に相続するうちに土地の場所がわからない、関心が無いなどの理由により森林管理に関する意識が希薄になっていくことが懸念されます。
- ・不在地主（所有する土地から離れた遠隔地に在住する地主）の増加により森林管理が困難になっていくことが懸念されます。
- ・森林経営管理制度の推進により、林家の意向を把握しながら意欲と能力のある林業経営体に森林経営を委ねて森林整備を促進していく必要があります。併せて、意欲と能力のある林業経営体の登録制度を周知する必要があります。
- ・松くい虫被害が依然として発生しており、継続的な駆除が必要です。

施策の方針

- ・国土保全の推進と林道の維持管理
- ・窓口相談の設置・人材の確保
- ・森林経営管理制度の推進
- ・森林整備の促進
- ・森林病虫害駆除の推進

主な活動主体

町、森林所有者、森林組合、林業経営体、事業者、関係団体

主な事業

森林保全事業【農林課】

- 治山事業
- 林道管理事業
- 森林・林業再生振興事業

森林整備事業【農林課】

- 森林経営計画策定（認定）事業
- 町有林管理事業
- 森林病虫害駆除事業

第3節 森林の有する多面的機能を維持し、森林資源の保全・活用を進めます

第2項 森林資源の活用を進めます

(2-3-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
木質チップ販売量	1,114 t (H30)	1,200 t	1,200 t

現状と課題

- ・木材販売価格の低迷や生産コストの増大により、林産物の生産活動は停滞しています。
- ・利用が伸び悩むスギ材を活用するための環境整備と効率的な作業システムの確立が必要となっています。
- ・森林所有者の林産物活用の意欲が希薄となり、適正な林業経営が困難となっています。
- ・里山林を保全再生しながら、地域で利活用（薪などの林産物や自然に触れる空間としての活用など）を進めていく必要があります。
- ・資源の循環的、効率的利用を進め、環境に対する負荷の小さい経済社会を築いていくため「木質バイオマス」の利活用を推進していく必要があります。

施策の方針

- ・町産木材の利用促進
- ・施業環境の整備
- ・特用林産物の振興
- ・木質バイオマスの有効利用

主な活動主体

町、森林所有者、森林組合、林業経営体、事業者、関係団体

主な事業

森林資源有効活用事業【農林課、環境課】

- └─ 町産木材活用事業
- └─ 高性能林業機械導入事業
- └─ 特用林産生産振興事業

木質バイオマス製造事業【農林課】

- └─ 木質チップ製造
- └─ 木質ペレット製造

第4節 地域の特性を生かし、今ある価値を高めながら商工業の振興に取り組みます

第1項 商工業の活力を高めます

(2-4-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
イベント集客者数	4,366人 (H30)	5,000人	5,000人
中小企業振興資金融資件数	27件 (H30)	30件	30件

現状と課題

- ・歴史文化に根ざした街並みと人々のふれあいが感じられる温かさを商店街の価値としてアピールしながら、各個店の魅力向上と消費者のニーズに応えられる身近な専門店としての機能を充実させることが望まれています。
- ・日詰商店街の商業エリアとしての機能を維持し、ひと・モノの循環を活発にするため商店街の魅力を発信する取組みを充実させる必要があります。
- ・商工業の振興と経営の安定を図るため、商工会が行う商工業振興対策事業等への支援をしています。
- ・中小企業の経営安定を図るため、中小企業振興資金融資制度の積極的な活用を推進しています。
- ・金融機関との情報交換や連携を図っています。

施策の方針

- ・関係団体との連携強化及び支援
- ・商店街・中心市街地活性化の促進及び支援
- ・中小企業振興資金融資制度の活用及び周知

主な活動主体

町、事業者、商工会、商店会、第三セクター、金融機関、関係機関・団体

主な事業

商工業振興事業【商工観光課】

- └─ 商工業振興対策事業
- └─ 中小企業振興対策事業

第4節 地域の特性を生かし、今ある価値を高めながら商工業の振興に取り組みます

第2項 「暮らし」と「なりわい」が融合したビジネスを支援します (2-4-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
起業相談先リストの作成	—	1件	1件
家守事業者による不動産活用	—	2件	4件
起業・第2創業相談件数	5件 (H30)	6件	6件

現状と課題

- ・町では、遊休不動産の有効活用や町内での起業を誘発することで地域活性化につなげることをねらいとして、平成27年度から日詰地区においてリノベーションまちづくりに取り組んできました。
- ・起業希望者を対象とした初歩的な起業講座やセミナーを開催し、構想を事業化へつなげる支援をしています。
- ・リノベーションスクールや各種講座に参加した若者の活動が日詰商店街へ波及し、地域に存在する空き物件をリノベーションして事業化したり、無店舗ながら事業を始めたりするなど、身の丈のなりわいで起業する若者が始まっています。
- ・中央部の不動産の活用のみならず農村地域での事業の可能性について関心が高まっており、今後は周辺農村部への波及効果を視野に入れる必要があります。
- ・リノベーションまちづくりにおける事業化を加速させるため、空き家等の不動産と事業者とのマッチングを行う人材を育成するための取り組みが必要です。

施策の方針

- ・事業化サポート体制の強化
- ・遊休不動産や空間の有効活用

主な活動主体

町、町民、起業希望者

主な事業

商工業振興事業【商工観光課】

└─ 起業支援事業

公民連携事業【企画課】

└─ リノベーションまちづくり事業

第4節 地域の特性を生かし、今ある価値を高めながら商工業の振興に取り組みます

第3項 工業生産活動の支援や内発型産業の育成を進めます

(2-4-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
具体的な誘致交渉件数	5件 (H30)	5件	5件
新分野等採択件数	0件 (H30)	2件	2件

現状と課題

- ・企業立地による地域の雇用拡大が求められています。
- ・県企業誘致推進委員会や盛岡広域首長懇談会企業誘致部会を活用した企業情報の収集及び誘致活動に取り組んでいます。
- ・企業訪問や商工会との情報交換の実施により、企業が抱える課題や要望を把握し、対応策の充実を図ることが必要です。
- ・地域資源を生かした内発型産業の育成が必要です。
- ・新たな事業分野への進出や技術開発に対する支援の充実が求められています。

施策の方針

- ・企業誘致
- ・既存企業の育成・支援
- ・新たな事業分野進出等への支援

主な活動主体

町、金融機関、事業者、関係機関・団体

主な事業

企業誘致事業【商工観光課】

└─ 企業育成・支援事業

第5節 豊かな地域資源を生かして、内外のつながりを広げます

第1項 地域の歴史・文化・人などの資源の連携により、交流人口を増やします (2-5-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
交流人口	2,456,136人 (H30)	2,500,000人	2,550,000人

現状と課題

- ・町としての観光振興の施策活動は乏しく、多くの町民にとっても関心が高いとは言えませんが、一部の町民から観光・ツーリズム事業を活性化する動きがあります。
- ・観光の形態も時代とともに変化し、その土地でなくては体験できない地域文化に触れる着地型観光や、国外など多様な地域からの受入が拡大しています。
- ・観光資源には、魅力を伝えるガイド（協力者）がいることでその価値が高まります。
- ・観光資源へのアクセスを容易にし、快適性を高めるため、多様な交通手段や情報発信ツール、周辺環境の整備が求められています。
- ・紫波町観光交流協会は四季折々のイベントに人を集め、にぎわいの場の創出と町の魅力発信に努めており、より広範な情報の集約と発信が期待されています。
- ・町の交流人口拡大を図るため、県内他市町村等との広域連携による情報発信・観光プロモーションで事業の効率化が図られます。
- ・温泉保養公園は施設の老朽化が進む中、町の観光の中核施設として多くの観光客受入に貢献しており、安定的で健全な管理運営が求められています。

施策の方針

- ・観光地としての魅力向上と情報発信
- ・観光振興計画の取組みの推進
- ・源泉及び温泉保養公園の管理運営

主な活動主体

町、町民、観光交流協会、第三セクター、観光事業者、交通事業者、観光ボランティア

主な事業

観光交流事業【商工観光課、企画課、都市計画課、生涯学習課】

- ├── 観光交流推進事業
- ├── 観光交流協会支援事業
- └── 広域観光連携事業

源泉及び温泉保養公園管理運営事業【商工観光課】

- ├── 源泉管理事業
- └── 温泉保養公園管理運営事業

第5節 豊かな地域資源を生かして、内外のつながりを広げます

第2項 特産品の振興と技術文化の継承を支援します

(2-5-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
ふるさと納税返礼品納入事業者数	29 か所 (H30)	50 か所	53 か所
特産品PRイベントへの集客者数	16,699 人 (H30)	17,000 人	18,000 人
南部杜氏夏季酒造講習会試験合格者数	1 人 (H30)	2 人	2 人

現状と課題

- ・ふるさと納税の返礼品として町の特産品が登録されていますが、特産品のPRと納税促進のため、種類を増やし魅力ある特産品を登録する必要があります。
- ・県内一のぶどう産地である町の特産品「自園自醸ワイン紫波」は、継続的な品質向上を図り、外部からの評価の高まりとともに販売本数が増加しています。
- ・南部杜氏発祥の地にふさわしく、個性豊かな酒造りの里としての知名度を高めるとともに、酒造りの技術・文化を次代に継承する取り組みが必要です。
- ・そば、もち米、食肉など町の特産品である農畜産物については、生産者との連携によりブランド化推進を図る必要があります。
- ・季節労働者の事故予防及び救済制度への加入促進を実施しています。

施策の方針

- ・特産品の認知度向上・販路拡大
- ・酒造技術・文化の継承活動支援

主な活動主体

町、町民、南部杜氏協会、第三セクター、事業者、関係機関・団体

主な事業

特産品開発・普及事業【商工観光課、農林課】

出稼労働者支援事業【商工観光課】

第5節 豊かな地域資源を生かして、内外のつながりを広げます

第3項 町の魅力を町内外に発信し、新たなファンをつくります

(2-5-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町外での情報発信イベントの参加回数	4件 (H30)	5件	5件
紫波町に愛着を持っている人の割合	—	41ポイント	43ポイント

現状と課題

- ・姉妹都市や自治体間の交流が継続する中で、産業・文化など多様な分野の交流に拡大しつつあり、つながりを介した一層の町の魅力発信が必要です。
- ・紫波町ふるさと会は、発足以来30年を経過し首都圏での交流拡大に大きく貢献してきましたが、新たな会員の加入が減少傾向にあります。
- ・当町は、自然と人間が共存する里山機能と、洗練されたデザインの都市機能の両面を持ち合わせていることが魅力です。
- ・景勝地や名所、史跡など歴史や人物と結びついた施設、ものづくり、基幹産業である農業と豊かな食、資源循環、温泉施設、歴史ある商店街など、町に内在する資源は多岐にわたり、これら多様な資源こそが町の大きな魅力でもあります。
- ・一方で、町に根づくこれらの資源の魅力について、町外だけでなく、町内に向けても十分に発信できておらず、町の魅力がまだまだ生かしきれていません。
- ・町の魅力を最大限に活用し、交流人口（観光客）から関係人口（地域や地域の人々に関わる多様な人々）、さらには定住人口（移住者）へという切れ目ない流れを生み出すことが重要です。

施策の方針

- ・首都圏での町の情報発信・交流活動
- ・タウンプロモーション戦略の構築
- ・分野間の連携促進

主な活動主体

町、町民、商工団体、事業者、金融機関

主な事業

タウンプロモーション事業【商工観光課、企画課】

└─ タウンプロモーション戦略の構築

移住・定住促進事業【企画課】

└─ 関係人口創出事業

第5節 豊かな地域資源を生かして、内外のつながりを広げます

第4項 豊かな地域資源を生かし、活性化に結びつけます

(2-5-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
地方創生関連SNSフォロワー数	1,679人(H30)	2,000人	2,400人
紫波町に愛着を持っている人の割合	—	41ポイント	43ポイント

現状と課題

- ・オガールプロジェクトが地域活性化の好事例として注目され、国内外から多くの視察者が訪れています。
- ・また、地方創生プロジェクトとして実施したSAKE TOWN SHIWA プロジェクトやあづまねイイ山イイ湯だなプロジェクトを契機に、町に潜在していた地域資源が再注目されるとともに、新たなつながりやファンが生まれています。
- ・オガールプロジェクトの効果で町への注目度が高まっていることや隣町に医大が移転したことなどの影響から、近年は中央部で宅地開発が進み、子育て世代の転入が増えています。
- ・国では東京一極集中を是正するため、地方創生に引き続き取り組んでいく方向ですが、その中でも特に「人材の育成」「資金の流れ」「民間との協働」「地域のマネジメント」などを重要視しています。
- ・地域おこし協力隊制度なども活用し、官民の垣根を越えて同じ視点を持った地域人材の育成に取り組み、地域活性化を図っていく必要があります。

施策の方針

- ・地方創生関連プロジェクトの推進
- ・地域おこし協力隊の効果的活用

主な活動主体

町、町民、商工団体、事業者、金融機関

主な事業

地方創生推進事業【企画課】

└─ 地方創生推進交付金事業

地域活性化事業【企画課】

└─ 地域力創造人材育成事業

第6節 地元で安定して、安全に働き、また持つ能力を発揮できるように取り組みます

第1項 雇用の維持・確保、能力開発を支援します

(2-6-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町内有効求人倍率	0.58倍 (H30)	0.60倍	0.62倍
職場体験学習・情報提供の実施回数	1回 (H30)	2回	3回

現状と課題

- ・令和元年8月の全国の完全失業率は2.2%、岩手県の有効求人倍率は1.29倍、盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.34倍で若干の減少が見られますが、職種や時期により求人と求職に乖離が生じています。
- ・ベッドタウン化が進行している紫波町内では、企業の求人数に対し求職数が多い状態が継続しており、有効求人倍率は0.5ポイント台で推移しています。
- ・町内での雇用が拡大し求職とのマッチング例が増加することにより、求職者数と求人数の乖離が縮小し有効求人倍率の上昇が見込まれます。
- ・新卒者、U I Jターン希望者への就職支援、企業等の雇用維持に対する支援・指導の充実が必要です。また、高校生を対象とした町内企業の情報発信や体験活動を実施することにより、若年層の人材定着化を図る必要があります。
- ・地元高校をはじめ、近隣市町所在の高校生には、県・盛岡広域市町と連携して企業情報の提供や職業体験を広域的に行っています。
- ・町内中学生には、中学校の取組みを通じて町内企業の協力を得ながら職業体験を斡旋しています。
- ・公共職業安定所やジョブカフェいわてとの連携により、町内の就労情報やU I Jターンの情報交換を行っています。
- ・職業訓練機関には運営費の支援を行っています。

施策の方針

- ・雇用の維持・確保と就職支援
- ・職業体験学習の実施

主な活動主体

町、事業者、商工会、職業訓練協会、関係機関・団体

主な事業

雇用対策事業【商工観光課】

- └─ 雇用安定対策事業
- └─ 生活安定対策事業

第3章【安全・快適】

自然と調和した安全で快適なまち

環境の変化に対応した社会インフラの機能を維持しつつ、新たな地域のつながりや価値を生み出していくために、様々な世代が、そして町民と行政が、それぞれ知恵を出し、協力し合うことで、自然と調和した安全で快適に暮らせるまちをつくります。

第1節【都市計画】

機能的で住みやすい市街地をつくります

第2節【道路・河川】

安全な道路や河川を整備、維持します

第3節【上下水道】

生活に不可欠な上下水道を持続的に安定して供給します

第4節【住宅・公園、公共交通】

快適に暮らせる良好な住環境をつくります

第5節【交通安全・防犯】

交通事故、犯罪の無いまちづくりに取り組みます

第6節【消防・防災】

災害を予防し、発生時には被害を最小限にとどめます

第1節 機能的で住みやすい市街地をつくります

第1項 良好な市街地環境をつくります

(3-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
用途地域内の宅地率	47.1% (H28)	49.0%	51.0%
都市計画道路整備率	72.8% (H30)	73.0%	74.0%

現状と課題

- ・平成25年度に改定した都市計画マスタープランに基づき、望ましい土地利用を誘導した住環境の保全が必要となっています。
- ・紫波中央駅前都市整備事業（オパールプロジェクト）による都市機能の誘導・集積により、用途地域内における民間の土地開発の動きが活発化しており、エリアの価値を高める適正な土地利用の誘導が必要となっています。
- ・都市計画道路として計画されている路線の未整備の部分において、社会情勢の変化に伴う必要性や実現性を踏まえた上で、地域における安全性と利便性を考慮した道路整備が求められています。

施策の方針

- ・計画的なまちづくり
- ・良好な開発の促進
- ・都市計画道路の見直し

主な活動主体

町、事業者

主な事業

都市計画事業【都市計画課】

都市計画道路整備事業【都市計画課】

第1節 機能的で住みやすい市街地をつくります

第2項 都市機能の利便性を高め、賑わいのある街をつくります

(3-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
古館駅前地区の流入居住人数	620 人 (H29)	635 人	635 人
紫波中央駅乗降客数	2,896 人 (R1)	3,000 人	3,000 人

現状と課題

- ・古館駅周辺は駅前広場や歩道の整備が遅れており、駅利用者の安全性・利便性を確保し、地区の定住環境を向上させるために交通環境の改善を図る必要があります。
- ・紫波中央駅は重要な公共交通の結節点となっており、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー設備の整備による駅施設の段差解消が求められています。
- ・公民連携によりオガール広場の管理・運営を行うとともに、オガールエリアの魅力の向上と効果的な情報発信により、引き続き交流人口の拡大を図る必要があります。
- ・町の商業地の中心である日詰商店街について、まちなか居住や商業地、その他サービスの拠点施設の立地を促進し、賑わい空間の形成を図るため、紫波中央駅東側からのアクセス改善が必要となっています。

施策の方針

- ・古館駅周辺整備の推進
- ・交通結節点の利便性向上
- ・紫波中央駅前地区の環境整備

主な活動主体

町、事業者

主な事業

古館駅前整備事業【都市計画課】

駅関連施設整備事業【都市計画課】

紫波中央駅前都市整備事業【都市計画課、企画課】

第2節 安全な道路や河川を整備、維持します

第1項 安全に利用できる道路を維持します

(3-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
道路施設の老朽化に起因する事故 件数	1件 (H30)	0件	0件

現状と課題

- ・道路施設に劣化や損傷が現れてきています。日常管理や対症管理の維持手法に加え、将来にわたり施設機能を維持し、安全を確保していくための継続的な取り組みが必要とされています。

施策の方針

- ・道路利用者からの情報を活用した維持管理
- ・道路施設の計画的な維持

主な活動主体

町、道路利用者

主な事業

道路維持管理事業【土木課】

- └─ 町道維持管理事業
- └─ 橋梁維持補修事業

第2節 安全な道路や河川を整備、維持します

第2項 利用しやすい道路を整備します

(3-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
道路の改良延長	585.1km (H30)	587.1km	588.7km
道路の舗装延長	384.2km (H30)	388.2km	391.4km

現状と課題

- ・町で管理している公共土木施設については、平成30年度末で道路延長947.6km、橋梁数は310橋となっています。
- ・道路の改良や舗装は、各地区から多くの要望が寄せられています。一方で既存施設の老朽化に伴い維持管理の需要が増加し、道路整備が進まない状況となっています。

施策の方針

- ・周辺環境に即した生活道路の整備

主な活動主体

町、町民

主な事業

道路整備事業【土木課】

- └─ 道路改良舗装事業
- └─ ふるさとの道づくり事業

第2節 安全な道路や河川を整備、維持します

第3項 治水機能を維持し、河川環境を保全します

(3-2-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
河川パトロール回数	10回 (R1)	10回	10回

現状と課題

- ・異常気象等による集中豪雨や土地利用の変化による保水力の低下などを起因とした流況の変化により、自然河岸等の崩壊や冠水・浸水被害の発生が顕著になっています。河川機能を良好に保つための巡視や点検、地域からの情報が不可欠です。
- ・県管理8河川の除草業務を県から受託し、地元10団体へ委託しているほか、県管理河川の水門管理についても受託し点検を実施しています。また、これら業務に伴い地元から寄せられる河川の土砂堆積箇所や護岸の崩壊箇所等の情報を県に提供するなど、町内の県管理河川の機能の保全に協力しています。
- ・北上川堤防4か所の除草業務を受託し、地元3団体へ委託し北上川堤防の保全に協力しています。また、北上川水辺プラザの日常管理を行うほか、国土交通省が行う施設点検、水防点検にも参加し、河川施設の管理に関わりを持つようにしています。

施策の方針

- ・情報収集による現状把握
- ・情報分析による効率的な機能保全

主な活動主体

町、町民

主な事業

河川維持管理事業【土木課】

第2節 安全な道路や河川を整備、維持します

第4項 浸水被害を防ぐため、雨水排除機能を強化します

(3-2-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
大坪川排水区における浸水被害件数	34件 (H14)	0件	0件
町全域における浸水被害件数	517件 (H25)	0件	0件

現状と課題

- ・台風等の大雨によって北上川の水位が上昇するため、大坪川との合流付近では水害が繰り返し発生しています。
- ・この対策として、昭和46年の「大坪川都市下水路整備」を皮切りに、大坪川から北上川に雨水を排出する下川原ポンプ場を整備するなど、下水道事業における雨水処理を開始しましたが、平成14年の台風6号による大雨では、下川原ポンプ場を最大出力で稼働させたにも関わらず、内水によりポンプ場が浸水し、施設機能が停止したことにより大きな被害が発生しています。
- ・大坪川排水区における雨水処理施設の整備といったハード面での対策は非常に重要ですが、地域住民との災害時の連携、浸水区域の明確化、情報共有等のソフト面での対策も重要になっています。
- ・町周辺部でも近年の大雨に道路側溝や水路が対応できず、浸水被害が発生しています。局所的な改修で浸水を解消できる箇所にはハード対策での対応を検討し、改修を進めていくことが必要となっています。

施策の方針

- ・雨水排除計画の策定
- ・雨水管理総合計画の策定
- ・雨水処理施設の適正管理
- ・防災組織や地域住民との連携
- ・雨水処理施設の整備

主な活動主体

町

主な事業

雨水排除計画策定事業【土木課、都市計画課、下水道課、農林課】

雨水管理総合計画策定事業【下水道課】

雨水処理施設整備事業【下水道課】

雨水処理施設管理事業【下水道課】

河川整備事業【土木課】

- └─ 河川改修事業
- └─ 雨水対策事業

第3節 生活に不可欠な上下水道を持続的に安定して供給します

第1項 安全で安心な水道水を安定的に供給します

(3-3-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
岩手中部水道企業団へ移管された簡易給水施設等の数	0 か所 (R1)	5 か所	5 か所

現状と課題

- ・ 上水道事業は、平成 26 年度に事業統合され岩手中部水道企業団が管理運営していますが、基幹施設及び主要管路が経年化しているうえ耐震性も低いことから、継続的な施設の更新を行うよう要請する必要があります。
- ・ 簡易給水施設等については、町が管理運営を行っています。少子高齢化による給水人口の減少、それに伴う収益の減少により経営環境が悪化するとともに、基幹施設の経年化が進行しています。また、水源の大半が湧水と地下水であり、季節の移り変わりや地震の影響を受けやすいことから、安定した水源の確保が必要となっています。

施策の方針

- ・ 上水道施設の計画的更新の継続
- ・ 簡易給水施設等の移管推進

主な活動主体

町、岩手中部水道企業団

主な事業

上水道事業【下水道課】

└─ 岩手中部水道企業団経年施設更新事業出資事務

簡易給水施設等事業【下水道課】

└─ 簡易給水施設等管理運営事業

└─ 簡易給水施設等更新事業

└─ 簡易給水施設等移管事務

第3節 生活に不可欠な上下水道を持続的に安定して供給します

第2項 豊かな環境、快適な暮らしを支える污水处理施設を整備します (3-3-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
污水处理人口普及率	91.9% (H30)	92.4%	93.2%
水洗化人口普及率	87.2% (H30)	87.6%	88.1%
経費回収率	81.3% (H30)	89.8%	99.8%

現状と課題

- ・昭和61年から供用を開始した公共下水道を始め、農業集落排水、町管理型浄化槽、小規模集合排水により、平成30年度末で、水洗化できる人口の割合である「污水处理人口普及率」は91.9%を達成しています。しかし、供用開始から30年を経過した現在であっても未整備地区が存在している状況です。末端管渠の整備や浄化槽の設置により普及率の向上に努める必要があります。
- ・公共用水域の水質と健全な水循環系が良好に保たれており、下水汚泥のコンポスト化も進んでいます。
- ・資産の経年化が進行しているため、中・長期的な見通しに立った計画的・効率的な更新が必要となっています。
- ・企業会計として、経営基盤の強化とコスト削減の継続的な取り組みが必要となっています。

施策の方針

- ・下水道施設の整備促進
- ・施設の計画的・効率的な維持管理
- ・企業会計の適正運用
- ・経営戦略の継続的な見直し

主な活動主体

町

主な事業

公共下水道事業【下水道課】

- 整備促進事業
- 改築更新及び維持管理事業
- 経営戦略変更事務

農業集落排水事業、小規模集合排水事業【下水道課】

- 改築更新及び維持管理事業
- 経営戦略変更事務

管理型浄化槽事業【下水道課】

- 整備促進事業
- 改築更新及び維持管理事業
- 経営戦略変更事務

第4節 快適に暮らせる良好な住環境をつくります

第1項 災害に強く安全で住みよい居住環境をつくります

(3-4-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
管理が適切に行われていない空き家数	52 件 (H30)	47 件	43 件
木造住宅耐震改修件数	10 件 (R1)	14 件	18 件
地元団体への公園管理委託数	71 公園 (R1)	75 公園	79 公園
公園遊具の老朽化に起因する事故件数	0 件 (H30)	0 件	0 件

現状と課題

- ・昭和 40 年代から 50 年代に建設された町営住宅の老朽化が進んでいます。住宅セーフティネットとしての役割を踏まえつつ、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などに配慮した快適な居住環境の確保が求められています。
- ・人口の減少や高齢化の進展、既存の住宅・建築物の老朽化などの要因から、空き家等が増加傾向にあります。適切な管理が行われていない空き家等は防災、衛生、景観などの観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、国においては空き家等対策の推進に関する特別対策措置法を成立させるなど、その対策が求められています。
- ・宮城県沖地震や東日本大震災規模の大地震（震度 5 弱から震度 6 弱）が今後も発生することが想定されているものの、過去の地震において建物倒壊の被害が無かったため、住宅の耐震化率は低い状態にあります。
- ・城山公園内の桜の老齢化が進み樹勢回復や、回復が見込めない樹木等は適切な更新が必要です。また、施設の老朽化も進行しており、安心して利用できるよう適切な管理が必要となっています。
- ・点在している街区公園の多くは、地域が中心となり草刈りや清掃を行っています。身近な公園を良好に管理していくためには、地域の関わりが必要です。老朽化が進む施設もあり更新が必要ですが、周辺住民の年齢層も移り変わっていることから、地域と相談して進める必要があります。

施策の方針

- ・町営住宅の居住環境の向上
- ・空き家等対策の推進
- ・木造住宅の耐震化の促進
- ・公園緑地の適正な管理

主な活動主体

町、町民

主な事業

公営住宅整備管理事業【都市計画課】

└─ 公営住宅建替事業

└─ 公営住宅管理事業

空き家等対策事業【都市計画課】

木造住宅耐震改修事業【都市計画課】

公園施設管理事業【土木課】

第4節 快適に暮らせる良好な住環境をつくります

第2項 便利な公共交通環境をつくります

(3-4-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
デマンド型乗合バスの年間利用者数	23,000 人 (H30) ※すこやか号	24,000 人	30,000 人
J R 3 駅の乗降者数	5,000 人 (H30)	5,000 人	5,000 人
自家用車がなくても町内の移動に不便はないと思う人の割合	—	20%	30%

現状と課題

- ・コミュニティバス「すこやか号」は、バス停までの移動が困難な高齢者や運転免許返納者の移動ニーズには対応できないことから、新たな移動手段を確保することが必要です。
- ・路線バスの既存路線存続のため、運行事業者に対し維持運行補助金の交付を行ってきましたが、利用者の減少と深刻な運転手不足により赤字路線の廃止が進んでいます。
- ・医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中央部と、居住を中心とした東西地区が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。
- ・観光で町外から訪れた人の移動ニーズにも対応できる交通体系の構築が必要です。
- ・国は2020年までに過疎地域での無人自動運転移動サービスの導入を目指すなど、移動サービスへの新技術導入の動きが加速化していることから、近い将来、交通手段や交通体系のあり方そのものが、それぞれの地域特性に応じて大きく変わることが予想されます。
- ・古館駅前環境の整備を進めるとともに、J R 3 駅について、交通結節点としての機能整備が必要です。
- ・自家用車からより環境負荷のより少ない公共交通機関へシフトさせ、CO2 排出削減につなげる取組みが必要です。

施策の方針

- ・より身近な地域内交通の確保
- ・幹線バス交通の維持
- ・地域公共交通網形成計画の策定と推進
- ・J R 3 駅の利便性向上

主な活動主体

町、運行事業者

主な事業

交通対策事業【企画課】

- デマンド型乗合バス運行事業
- 地域バス交通等支援事業
- 地域公共交通網形成計画策定と推進

古館駅前整備事業【都市計画課】

駅関連施設整備事業【都市計画課】

第5節 交通事故、犯罪の無いまちづくりに取り組みます

第1項 交通安全活動を展開します

(3-5-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
交通人身事故件数	46 件 (H30)	31 件	23 件
飲酒運転検挙者数	7 人 (H30)	0 人	0 人
交通災害加入者数	4,084 人 (H30)	4,293 人	4,467 人

現状と課題

- ・交通指導員、各地区交通安全協会及び交通安全母の会などによる交通安全の指導や啓蒙が行われています。
- ・全体の交通事故件数に占める高齢者の事故件数の割合が高いことから、高齢者に対して重点的に交通安全教育を行う必要があります。
- ・交通事故危険箇所及び要望箇所において毎年関係機関と合同点検を実施しており、引き続き交通安全施設の計画的な対応が必要です。
- ・交通事故被害者への救済を目的とした、岩手県市町村総合事務組合が行う交通災害共済見舞金制度の周知及び加入を促進しています。
- ・地域ぐるみで交通安全活動を展開し、地域の安全を確保することが求められています。

施策の方針

- ・交通安全環境の整備
- ・交通安全思想の普及
- ・交通事故被害者の救済
- ・地域ぐるみの交通安全活動の促進

主な活動主体

町、警察署、交通指導隊、交通安全協会、交通安全母の会連合会、道路管理者、学校関係者

主な事業

交通安全対策事業【消防防災課、土木課】

- 交通指導員設置事業
- 交通安全広報啓発事業
- 交通安全指導車管理事業
- 交通災害共済事業
- 交通安全団体連携促進事業
- 交通安全施設総点検事業

第5節 交通事故、犯罪の無いまちづくりに取り組みます

第2項 防犯活動を展開します

(3-5-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
犯罪発生率 (人口1千人当たりの発生件数)	2.84件 (H30)	1.68件	1.10件
補導者数	22人 (H30)	13人	9人

現状と課題

- ・各地区に防犯連絡所を開設するなど、各地区防犯協会と町が連携して防犯活動を実施しています。
- ・紫波町防犯隊が定期的なパトロールを実施して、地域の防犯意識の高揚及び犯罪の未然防止に取り組んでいます。
- ・少年補導センター補導委員が定期的な街頭補導活動を展開して、青少年の非行防止と健全育成を図っています。
- ・防犯関係団体と連携し、防犯広報啓発及び町内で開催されるイベント会場でのパトロールを行っています。
- ・地域ぐるみで防犯活動を展開し、地域の安全を確保することが求められています。
- ・紫波地区地域安全推進協議会と連携し、地域安全思想の普及と地域安全を確保する活動を実施しています。

施策の方針

- ・防犯組織の活動強化
- ・防犯意識の啓発
- ・地域ぐるみで安全確保を推進

主な活動主体

町、警察署、防犯協会、防犯隊、少年補導センター、防犯連絡所、紫波地区地域安全推進協議会

主な事業

防犯対策事業【消防防災課】

- 防犯組織運営事業
- 防犯広報啓発事業
- 防犯関係施設整備事業
- 防犯関係団体連携促進事業

第5節 交通事故、犯罪の無いまちづくりに取り組みます

第3項 交通安全施設を整備・維持します

(3-5-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
通学路交通安全プログラム要対策箇所の進捗率	78.0% (H30)	85.0%	90.0%
街路灯のLED灯への更新	469灯 (H30)	719灯	919灯

現状と課題

- ・交通安全施設整備については、毎年各地区から多くの要望が寄せられ、関係機関と協議の上で整備を進めています。学校再編に伴い通学路も変わることから、今後新たな要望が増加することが予想されます。
- ・町内全域から街路灯の設置要望は多く寄せられますが、防犯灯については地域で設置していただいています。道路照明灯に多く使用される水銀灯の製造が中止となることから、古いものから順次更新が必要となっています。防犯灯についてはLED化を進めることで、照度増加による設置数の抑制や、長寿命による維持管理の省力化につながると考えられます。

施策の方針

- ・交通安全施設の効果的な整備推進
- ・地域と協力しての街路灯の更新

主な活動主体

町、町民

主な事業

街路灯維持管理事業【土木課、学務課、消防防災課】

交通安全施設整備事業【土木課、消防防災課、学務課】

- └─ 交通安全施設整備事業
- └─ 歩行空間確保事業

第6節 災害を予防し、発生時には被害を最小限にとどめます

第1項 消防・救急活動を充実強化します

(3-6-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
火災発生件数	6件 (H30)	0件	0件
救命講習修了者数	239人 (H30)	385人	654人
消防団協力事業所数	1事業所 (H30)	5事業所	9事業所

現状と課題

- ・消防団等消防関係団体と町が連携し消防活動を展開しています。
- ・消防水利の確保のため、計画的な消火栓及び防火水槽の整備を進めています。
- ・野焼きが原因の火災が多く、町民の防火意識の向上と普及が課題となっています。
- ・消防団員数は減少傾向で被雇用者が増加しているため、平日日中の出動人員不足が危惧され、団員確保と初動体制の整備が課題となっています。
- ・紫波消防署が救命講習を実施するなど、救急体制の充実に取り組んでいます。

施策の方針

- ・火災予防活動の充実強化
- ・消防組織の充実強化
- ・消防施設の整備、充実
- ・消防関係団体への支援体制充実
- ・救急活動の充実

主な活動主体

町、消防署、消防団、婦人消防協力隊、自主防災活動を行う組織

主な事業

消防事業【消防防災課】

- 防火広報啓発事業
- 消防関係組織運営事業
- 消防団員教育訓練事業
- 消防施設整備事業

第6節 災害を予防し、発生時には被害を最小限にとどめます

第2項 防災体制を整備し、災害に備えます

(3-6-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
自主防災組織率	84.0% (H30)	100%	100%
地区防災計画作成率	0% (H30)	20.0%	40.0%

現状と課題

- ・携帯電話やスマートフォンなどで迅速に防災情報を入手できる環境にありますが、携帯電話等を所有しない世帯への情報伝達手段の確立が課題となっています。
- ・防災マップを各世帯に配布し、毛布等の避難所用備蓄品を確保するとともに、民間会社と応援協定を締結することで、災害時に備えています。
- ・福島県古殿町と災害時の応援協定を締結し、相互の支援体制を整えています。
- ・自主防災組織の設立と活動を支援しています。また、地域住民が主体となって体験する防災訓練を毎年開催し、災害時の行動や役割の認識を深めています。
- ・近年における局地的大雨に対応するため、より精度の高い気象情報の入手が課題となっています。

施策の方針

- ・防災体制の整備
- ・防災思想の普及啓発
- ・自主防災組織の育成及び活動支援

主な活動主体

町、消防署、消防団、婦人消防協力隊、自主防災活動を行う組織

主な事業

防災対策事業【消防防災課】

- 自主防災組織育成事業
- 防災情報収集伝達システム整備事業
- 防災広報啓発事業
- 防災教育訓練事業
- 災害用備蓄品整備事業

水防施設整備事業【消防防災課】

第4章【子ども・教育・文化】

郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

人がそれぞれのライフステージにおいて充実した時間を過ごすためには、幼児期から老年期に至る全ての過程において成長を続けることが肝要です。わたしたちには、共に知り、為し、人間として生きることを学び、成熟し、そして、未来を切り拓く次世代へと大切なものを橋渡しする使命があります。このことを見据え、人と人が支え合うことができる魅力あるまちを創造します。

第1節 【教育】

次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第2節 【子育て支援】

安心して子育てができる環境を整えます

第3節 【生涯学習】

伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します

第1節 次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第1項 人生の土台である幼児期の教育を充実します

(4-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
就学前児童施設において、子どもの育ちを十分理解し、保育・教育に取り組んでいる割合	—	70.0%	80.0%
子育て・子育て応援サイト閲覧数	8,880件 (R1)	9,300件	9,800件
幼保小の連携について学びが深まった割合	37.5% (R1)	50.0%	75.0%

現状と課題

- ・自分の感情をコントロールできなかつたり、友達との関係性を上手に築けない子どもが増えています。
- ・平成29年に実施した「子どもの育ちに関する親子調査」において、中学2年生の授業で分からないところがある理由の7割が、苦手だから、勉強する気が起きないからということで、わかってほしいままさらに勉強についていけなくなる姿が浮き彫りになりました。
- ・情勢がめまぐるしく変わる社会においては、自分の頭で考え行動しなければより良く対応できないことが多々あります。
- ・これからの社会を生きていく子どもたちは、社会の変化を受け止め柔軟に対応し、たくましく生きていく力を身に付ける必要があります。幼児期に育んだ非認知能力がその後の認知能力の伸び、大人になってからの幸せや経済的な安定につながるという研究結果も発表されており、幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂において人生の土台を育むための指針として生きる力を育む幼児教育を推進することが示されました。子どもたちがこれからの未来をより良く生きていくために、人生の土台である幼児期において、好奇心や発想力、粘り強さ、協調性、感情をうまくコントロールする力等を育てる必要があります。

施策の方針

- ・就学前児童施設における豊かな幼児教育の推進
- ・幼児期の育ちについての理解促進
- ・幼保小連携推進

主な活動主体

町、就学前児童施設、学校

主な事業

幼児教育推進事業【こども課】

- └─ 質の高い保育・教育の実施
- └─ 子どもの育ちの理解促進事業

幼保小連携推進事業【こども課、学校教育課、学務課】

- └─ 幼保小合同研修会事業

第1節 次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第2項 児童生徒の確かな学力の定着を図ります

(4-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
自ら計画を立てて勉強している生徒の割合	53.3% (R1)	60.0%	70.0%
英語の授業が分かる生徒の割合	71.9% (R1)	75.0%	80.0%
全国学調等の結果を積極的に活用し授業改善を図っている学校の割合	36.4% (R1)	60.0%	100%

現状と課題

- ・ Society5.0 社会の到来による AI 時代の学習指導の充実が求められています。
- ・ 学んだ知識・技能を活用し、多面的・多角的に物事をとらえ、未知の課題に主体的に取り組む資質・能力の育成が求められています。
- ・ グローバル化に対応した国際社会で活躍できる人材育成とコミュニケーション能力の向上が求められています。
- ・ 小学校と中学校の様々な違いにより中1ギャップを感じる子どもが一定数おり、義務教育9年間を通した一貫した指導が必要です。
- ・ 郷土に誇りを持ち、将来の町を担う人材の育成が必要です。
- ・ 教育公務員特例法等の一部改正により、校長及び教員としての資質に関する指標が明確化されました。
- ・ 働き方改革による労働時間削減が叫ばれる一方で、外国語、プログラミング教育等の新たな指導事項への対応が求められ、教職員の研究と修養の時間確保が課題となっています。

施策の方針

- ・ 確かな学力の定着と伸長
- ・ 外国語活動の充実
- ・ プログラミング教育の充実
- ・ 教育研究所の運営

主な活動主体

学校、町

主な事業

学習指導事業【学校教育課】

- 教科書活用事業
- 教職員指導力向上事業

国際理解教育推進事業【学校教育課】

- 小中学校外国語指導事業
- 中学生国際交流海外派遣事業

教育研究所事業【学校教育課】

- 学力分析・授業改善事業
- 社会科副読本活用事業

第1節 次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第3項 豊かな人間性と健やかな体を育成します

(4-1-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
集団心理検査における学校生活満足群が70%以上を占めている割合	78.0% (R1)	80.0%	80.0%
児童生徒の応急手当講習(AED等)を行っている学校の割合	28.6% (R1)	75.0%	100%

現状と課題

- ・いじめや不登校に対する建設的な指導のため、新学習指導要領においては「道徳」が教科化され、これまで以上に児童生徒の人間関係の把握や個々の心情に配慮した学級経営が求められています。
- ・情報端末の普及により子どもの読書離れが進んでいます。一方で膨大な情報の拡散により情報の真偽を適切に判断活用する力が求められています。
- ・児童生徒の体力運動能力調査結果において、走力面において全国水準を下回る項目があり、肥満傾向児の出現率は小学校、中学校ともに県平均、全校平均を上回る学年が多くなっています。
- ・児童生徒のテレビゲーム、スマートフォン、パソコンなどメディア利用の増加に伴い、生活習慣の乱れが課題となっています。
- ・通学路上における不審者情報や交通事故が近年多発していることから、児童が安全に通学できるよう、スクールガード等による見守り活動や交通安全指導の強化、通学路の危険箇所対策が急務となっています。
- ・学校再編に伴い、遠距離通学となることから、登下校に必要なスクールバスを確保するとともに、通学路の危険箇所について合同点検を行い、早期に対策を講じる必要があります。
- ・学校給食センターは、施設設備の老朽化が著しく、調理環境の悪化や衛生管理、安全面において支障をきたす恐れがあります。安全・安心な給食を安定的に提供するためには、調理機器等の更新を含めた施設の管理運営が課題となっています。

施策の方針

- ・学級経営・生徒指導の充実
- ・読書活動の推進
- ・学校保健管理の充実
- ・児童生徒の安全確保
- ・調理機器等の計画的な更新

主な活動主体

学校、町、警察、関係団体、国、県

主な事業

教育研究所事業【学校教育課】

└─ 学級経営向上事業

教育振興事業【学校教育課】

└─ 学校図書支援事業

学校保健・安全管理事業【学務課、学校教育課】

└─ 各種健康診断実施事業

└─ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

└─ スクールバス運行事業

学校給食事業【学校給食センター】

└─ 学校給食センター管理運営事業

第1節 次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第4項 子どもの状況に応じた教育相談を充実します

(4-1-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
不登校から復帰した生徒の割合	52.7% (H30)	55.0%	60.0%
幼児ことばの教室指導により改善が図られた児童の割合	48.0% (H30)	53.0%	58.0%

現状と課題

- ・教育機会確保法の施行により、休養の必要性が認められるようになり、不登校の出現率増加が予想されます。
- ・限られた人間関係の中で成長し、コミュニケーション能力低下が課題となっています。
- ・予測不可能な課題に対応するため、協働の取組みが重要視されています。
- ・特別な支援を要する児童生徒数が年々増加しており、個に応じた指導の充実が求められています。

施策の方針

- ・不登校・不適応対策
- ・小規模校における学習指導の充実
- ・特別支援教育の充実

主な活動主体

町、学校、児童施設

主な事業

教育支援相談事業【学校教育課、こども課、学務課】

- └ 教育支援事業
- └ 就学支援事業

こどもセンター事業【こども課、学校教育課、学務課】

- └ 適応支援教室運営事業
- └ こどもの育ち相談室事業
- └ 幼児ことばの教室事業

第1節 次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します

第5項 より良い教育環境を確保します

(4-1-5)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
小中学校間で教育課程に関する共通の取組みを行った割合	9.1% (R1)	40.0%	60.0%
コミュニティ・スクール導入率	0% (R1)	100%	100%
週1回以上ICT機器を利用した授業を受けた児童生徒の割合	40.6% (R1)	50.0%	60.0%

現状と課題

- ・経年劣化による学校施設の老朽化が進んでいることから、点検を強化し、計画的な修繕を行う必要があります。
- ・「紫波町立学校再編基本計画」に基づき、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの推進など教育上の諸課題に対応するため、開校準備委員会等を円滑に運営し、具体的方策について検討を進めていく必要があります。
- ・少子高齢化が一層進み、学校、地域それぞれの組織体制や活動内容の見直しが必要となります。2022年に学校運営協議会制度導入が義務化される見通しとなっています。
- ・すべての小・中学校における高速かつ大容量の通信ネットワークの整備や、新時代の学びを支える先端技術の活用を推進するため、ICT環境の整備が急務となっています。
- ・学校管理備品及び教材備品の老朽化が進んでいることから、備品の更新が急務となっています。

施策の方針

- ・教育環境の整備
- ・小中一貫教育の推進
- ・学校と地域の連携
- ・ICT環境の整備
- ・学校備品の充実

主な活動主体

学校、保護者、地域住民、町

主な事業

学校再編推進事業【学務課、学校教育課、生涯学習課】

- ├── 開校準備委員会等運営事業
- ├── 小中一貫教育推進事業
- └── コミュニティ・スクール推進事業

学校施設等整備事業【学務課】

- ├── 学校施設整備・維持管理事業
- ├── 学校管理備品・教材備品整備事業
- └── 理科教育等設備整備事業

第2節 安心して子育てができる環境を整えます

第1項 きめ細かな子育て支援環境を整備します

(4-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
待機児童数	42人 (R1)	0人	0人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	36人 (R1)	50人	70人
きめ細かな子育て支援環境が整っていると思う町民の割合	71.0% (H29)	73.0%	75.0%

現状と課題

- ・3歳未満児の保育需要が急増しています。令和元年度は3歳未満児の7割超の乳幼児が保育など何らかの施設の利用を希望していますが、現在の受入定員は約5割の需要を想定した環境であり、結果として待機児童が発生しています。子どもの数は減少傾向にありますが需要率は上昇傾向にあります。
- ・令和元年10月からすべての3歳から5歳を対象に始まった幼児教育無償化制度により、ニーズ量の増加や多様化（具体的には教育＋幼稚園型預かり等、実質的な保育ニーズの増）が進行することが予想されます。
- ・町の用途区域内の宅地率は現在約47%で、今後さらに宅地化が進行することが予想されます。引き続き若い世代の社会増が見込まれます。
- ・景気の低迷が深刻化する中で、共働き世帯は増えていくことが予想され、さらに早期から児童施設を利用希望する家庭が増加することが予想されます。
- ・核家族化が一層進行する中で、家族の中で子育ての悩みを話したり、教えてもらったり、励まし合ったりできる環境が不足しています。身近なところに、子育て家庭が頼れる環境が必要です。
- ・多くの若い世代が豊かな自己実現の過程の一つに、子どもを産み育てることを選択できるよう、早急に安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

施策の方針

- ・子育てと仕事の両立の支援
- ・子育ての悩み解消
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減

主な活動主体

町、児童施設、町民

主な事業

子ども・子育て支援事業【こども課】

- 子ども・子育て給付事業
- 公立施設（保育所・児童館・こどもの家等）運営事業

地域子ども・子育て支援事業【こども課】

- 一時預かり事業・延長保育事業・病児保育事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童健全育成事業
- ファミリー・サポート・センター事業

子育て家庭への経済支援事業【こども課、学務課、町民課】

- 児童手当支給事務、児童扶養手当・特別児童扶養手当申請事務
- 就学援助支給事務
- 医療費助成

第2節 安心して子育てができる環境を整えます

第2項 子どもが適切な養育を受けられる環境を整えます

(4-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
保護者への啓発活動数	25件 (R1)	28件	30件
通告・相談のケースに応じて必要な対応を行った割合	100% (R1)	100%	100%
配慮が必要な児童とその保護者について、同意を得て個々に応じた適切な支援につながった割合	70.0% (R1)	100%	100%

現状と課題

- ・家庭の社会的孤立、保護者の成育歴や精神疾患、養育能力不足、子どもの障がい等により、適切な養育ができない家庭が増えています。
- ・地域、児童施設、学校、医療機関等への啓発が進み、児童虐待に関する意識が向上しさまざまな角度から子どもの異変に気付き、早期発見ができる環境になってきました。
- ・「自分が子どもを虐待しそうだ」といった悩み苦しむ保護者からのストレートな相談も増え、保護者支援をするケースも増えています。
- ・子どもの障がいや特性等により育てにくさを感じ悩む保護者が、適切な養育ができず、虐待になるケース、子どもが二次障害を引き起こすケースもあります。
- ・自分の行動が虐待であるという事に気づけない、感情をコントロールできない保護者もいます。
- ・虐待を受けた子どもは脳に大きなダメージを受けるといった医学的な研究結果もあり、虐待体験は子どもの人格形成に深刻な影響を与えてしまうことが認知されてきました。子どもが、今も、そして将来もより良く生きていくためには、虐待を発生させないための取組みが必須です。そのために、地域社会への見守り意識啓発、保護者に対する学習的啓発と併せて、子どもたちに対する視点だけではなく、同時に養育者である保護者の困難さにも寄り添うこと、支える体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方針

- ・児童虐待の防止
- ・虐待児童・家庭への対応
- ・悩みを抱える保護者が相談できる環境づくり
- ・適切な子育て・教育への接続

主な活動主体

町、児童施設、学校、町民

主な事業

児童虐待防止事業【こども課、健康福祉課】

└─ 児童虐待防止の意識を高めるための啓発事業

児童虐待家庭への対応・支援事業【こども課、健康福祉課】

└─ 要保護児童対策地域協議会運営事業

└─ 子育て家庭支援拠点整備運営事業

療育支援事業【こども課、健康福祉課】

└─ 乳幼児健診事業／施設巡回事業

└─ こどもサポート会議運営事業

第3節 伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します

第1項 町民個々のチャレンジ意欲を引き出すためのプログラムを構築します

(4-3-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町民一人あたり(15歳以上)の公民館利用回数	4.1回 (H30)	4.3回	4.5回
公民館講座の満足度	—	80.0%	80.0%

現状と課題

- ・公民館における各種講座・教室・サークルの活動人口は、人口減少とともに減少傾向にあります。固定化となりがちな公民館利用のあり方を見直しつつ、新たな需要の発掘と学びを生かす場の創出が必要となっています。
- ・多様なライフスタイルに応じ、従前の生涯学習メニューの企画、提供に加え、今後更に個々の芸術・文化活動を伸長させ、学習意欲を沸かせる学習メニューの構築を行なうことが求められています。
- ・各地域における人口減少や担い手不足、コミュニティの在り方や地域の仕事の役割分担、協働活動の在り方など潜在する地域課題を洗い出すとともに、地域内の住民がその問題意識を持ち、解決に向けた教養講座等の開催が必要です。
- ・文化芸術団体の構成員が高齢化・固定化していることから、新たな芸術団体の支援やネットワークづくりの構築に努めていく必要があります。
- ・町民の快適な学びの環境を整えるため、現在の公民館施設について、適切な修繕補修を行いながら維持管理を続けます。

施策の方針

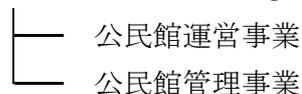
- ・地域課題・ニーズに応じた学習機会の提供
- ・安全で快適な学習施設の提供
- ・発表機会の提供と芸術団体等の支援

主な活動主体

町、文化芸術団体

主な事業

公民館管理運営事業【生涯学習課】



芸術文化事業【生涯学習課】

第3節 伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します
第2項 大切な文化遺産を守りながら、魅力ある地域を創造します (4-3-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町芸能保存会加盟団体の平均公演回数	5.1回 (H30)	5.5回	5.5回
あらえびすコレクションデジタルアーカイブ件数	3,000件 (H30)	5,500件	7,000件

現状と課題

- ・町に多く保有する文化財や郷土の歴史を学ぶ機会が少なく、関係機関との連携・協力のもと学習の場の提供や情報発信を行う必要があります。
- ・埋蔵文化財保存保護のために必要な調査を行うとともに、その重要性の認識を高めるための周知・啓発が必要です。
- ・民俗芸能団体の活動や上演機会に格差があり、芸能保存活動に対する支援が求められています。
- ・野村胡堂・あらえびす記念館の収蔵資料が十分に活用されているとは言えないことから、資料の有効活用と広く周知することが課題とされています。また、先人について知る機会を多く設ける必要があります。
- ・紫波町史発行から40年以上が経過していることから、次期町史編さんに向けた新たな調査研究と分析、編さん方針、人的体制整備、スケジューリング、研修など諸準備について検討する必要があります。

施策の方針

- ・文化財保護等の周知・啓発
- ・埋蔵文化財の保護
- ・記念館資料の整理・活用
- ・紫波町史編さんに向けた調査研究

主な活動主体

町、野村胡堂・あらえびす記念館

主な事業

文化財保護事業【生涯学習課、商工観光課】

- └─ 文化財保護事業
- └─ 埋蔵文化財発掘調査事業

野村胡堂・あらえびす記念館運営事業【生涯学習課、商工観光課】

- └─ 野村胡堂・あらえびす記念館管理運営事業

保存団体支援事業【生涯学習課、商工観光課】

- └─ 無形民俗文化財伝承活動支援事業

第3節 伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します

第3項 スポーツへの関心を高め、生涯を通じ心身ともに健康な人を育てます

(4-3-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
町民1人あたりの町内スポーツ施設利用回数	6.2回 (H30)	6.4回	6.6回
町内スポーツ合宿等誘致件数	8件 (H30)	10件	12件

現状と課題

- ・ライフスタイルの多様化により、スポーツイベント参加数が減少傾向にあります。新たなニーズの発掘とイベント等の事業の再考が必要となってきています。また、町内のスポーツ少年団は減少傾向にあり、総合型スポーツクラブをはじめとした新たなスポーツ団体の体制構築の検討が必要となってきています。
- ・子どもから大人まで生涯を通じた健康づくりや体力づくりが行われるよう、新たなスポーツメニューの再構築が求められています。
- ・スポーツツーリズムの普及啓発において、十分に周知が行き届いているとはいえ、情報発信に工夫が必要です。
- ・スポーツ施設の老朽が進み、修繕すべき箇所が増えている状況にあります。快適なスポーツ環境を提供するため、スポーツ施設の計画的な維持修繕を行う必要があります。

施策の方針

- ・スポーツ活動の支援
- ・町民のニーズに合わせたスポーツメニューの構築
- ・次世代スポーツ選手・指導者の育成・支援
- ・安全で快適なスポーツ施設の提供
- ・スポーツツーリズムの推進

主な活動主体

町、町民、体育協会

主な事業

生涯スポーツ事業／スポーツ施設管理事業【生涯学習課】

スポーツ団体支援事業【生涯学習課】

スポーツツーリズム推進【生涯学習課】

第3節 伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します

第4項 子どもの心豊かな育ちを見守る地域社会を実現します (4-3-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
放課後子ども教室の満足度	80.0% (H30)	85.0%	85.0%
子育て・子育て支援活動補助金交付 団体数	4件 (R1)	5件	5件

現状と課題

- ・放課後や休日に子どもが過ごせる体験の場や学習の機会が求められています。
- ・社会参加活動は、満足度や達成感など成果は得られていますが、一方で保護者や地域の方々の負担が増えていることが課題として挙げられています。また、コミュニティ・スクールの導入により、関係者の負担軽減と新たな仕組みの構築が求められます。
- ・社会構造や就労形態の変化に伴い、子どもを取り巻く環境において地域とのつながりが希薄になってきています。身近な地域社会の中で、バーチャルではなく様々な人と関わり、社会に参画していくことが必要です。

施策の方針

- ・放課後子ども教室の開催
- ・社会参加活動の推進
- ・子育て支援活動等の後方支援

主な活動主体

町、町民、子育て支援団体

主な事業

放課後子ども教室事業【生涯学習課】

社会参加活動推進事業【生涯学習課】

子育て・子育てひろば支援事業【こども課】

- └─ 活動情報の発信等後方支援事業
- └─ 子育て支援ひろば事業等補助金交付事業

第5章【自治・参加】

多様性をつながりのある暮らし心地の良いまち

多様な人がお互いに尊重し、認め合い、つながり合う、「暮らし心地の良いまち」をつくれます。

第1節【協働】

市民のまちづくりへの関わりを促進します

第2節【コミュニティ】

地域の実情にあったコミュニティづくりを支援します

第3節【共生社会】

お互いの理解を深め、共生できる社会をつくれます

第4節【情報】

町民が必要とする情報を得られる環境をつくれます

第1節 市民のまちづくりへの関わりを促進します

第1項 まちづくりを主体的に考え行動する人を増やします

(5-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
人材育成講座修了者数 (累計)	85人 (R1)	105人	125人
市民参加が進み主体的にまちづくりに関わる人が増えていると思う人の割合	44.0% (H29)	50.0%	55.0%

現状と課題

- ・個人で起業する人や地域全体を巻き込み地域コミュニティを育てる活動など、町民が主体的に自らの暮らしや地域をつくっていかうとする動きが出始めています。
- ・町や地域に自ら関わりを持ち積極的にまちづくりに参画する人がいる一方、まちづくりに無関心な人や関心があっても参加できない人も多く存在しています。
- ・コミュニティの多様化に伴い、まちづくりや地域の担い手に求められる役割も変化しており、従来通りの活動や役割を維持していくのが困難になっています。
- ・活動の目的や地域で本当に求められている役割を再検討し、その役割を担う次世代の人材の掘り起しが急務となっています。
- ・町や地域へ関わることを自分ごととして捉え、主体的にまちづくりに関わる人を増やすためには、まちづくりについて共通理解を深める機会をつくり、計画的に人材を育成する取り組みが必要です。
- ・行政が協働についての幅広い考え方を理解し、あらゆる分野の主体が連携して政策実現を目指す協働のまちづくりに取り組む体制づくりが必要です。

施策の方針

- ・協働の理解浸透
- ・まちづくりの担い手育成
- ・人と人とのつながりづくり

主な活動主体

町、町民、市民活動団体、地域コミュニティ組織

主な事業

協働推進事業【企画課】

- 協働のまちづくりの理解促進
- 人材育成事業
- 庁内の協働理解と事業連携

第1節 市民のまちづくりへの関わりを促進します

第2項 市民参加を進め市民の意見をまちづくりに生かします

(5-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
市民参加の実施率	100% (H30)	100%	100%
市民参加モニターの登録者数	—	50人	50人

現状と課題

- ・市民の主体的な参画と市民と行政相互の役割分担によって実現される協働のまちづくりが重要視されています。
- ・市民参加条例に基づく手続きが確実に行われているものの、その手法が形式的なものとなりつつあることが懸念されています。
- ・市民の意見を取り入れながら、市民の理解と納得が得られ合意形成が図られるまちづくりを推進していくためには、市民参加に臨む行政側の十分な理解と意識醸成を図り、協働の考え方を理解して政策実現にその仕組みを取り入れることが必要です。
- ・市民と行政がお互いの立場を理解し、尊重し合い、お互いに信頼関係を築くことができるよう、十分な対話ができる場をつくるなど、適切な市民参加の実施が求められています。
- ・市民参加実施担当課と企画課において、市民参加の実施方法や開催時期等について協議するほか、市民参加手法や運用、その他市民参加に関することについて評価し、市民参加を推進する役割を担う紫波町市民参加推進会議からの意見も踏まえて適切な市民参加に取り組むことが必要です。
- ・市民参加を通じて町の考えを町民に伝え、希望する市民が協働の担い手として参加できる情報提供が必要です。

施策の方針

- ・市民参加手法の導入推進
- ・市民参加の情報発信の充実
- ・適切な市民参加の実施支援

主な活動主体

町、町民、市民参加推進会議、関係団体

主な事業

市民参加推進事業【企画課】

- 市民参加の実施
- 市民参加モニター制度の導入
- 紫波町市民参加推進会議との連携

第2節 地域の実情にあったコミュニティづくりを支援します

第1項 町民の想いを行動に移す活動を支援します

(5-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
中間支援業務体制の構築状況	—	1件	1件
地域づくり活動補助金活用団体延べ団体数	67件 (R1)	83件	99件
まちづくりへの想いを行動に移す活動が活発に行われていると思う人の割合	45.0% (H29)	50.0%	55.0%

現状と課題

- ・人々の価値観や行動様式が多様化する中で、想いを共有してテーマに取り組む市民活動や地域コミュニティを中心とした地域活動が行われています。
- ・地域づくり活動補助金や各種助成金の活用により、地域に根差した市民活動の創出や活性化が図られている一方、補助金等がなくなった際、資金繰りに苦慮する団体や、高齢化や組織人員の減少により活動を存続することが難しくなっている団体も見受けられます。
- ・多様な活動をつないだり、活動団体の交流の場づくりや、人と人をつなぐ役割を担う中間支援機能体制を構築し、町民ニーズや活動団体のニーズを把握しながら様々な活動支援を行う仕組みが必要です。
- ・多様な年代の人々がそれぞれの強みを生かして活躍する場の整備や様々な活動機会の充実が求められています。
- ・目的コミュニティと地域コミュニティの活動が融合することで、活動の輪が広がり、町や地域の課題解決の取組みにつながっている事例もあり、町民や市民活動団体等による広域的な協働のまちづくりが行われています。
- ・これまでの協働のまちづくりを深化させ、町民、企業、行政がそれぞれの役割を果たし縮退社会に適応する持続的なまちの基盤をつくる必要があります。

施策の方針

- ・中間支援機能の再構築
- ・市民活動や地域活動の支援
- ・市民活動を知り尊重する行政体制づくり

主な活動主体

町、町民、市民活動団体、NPO法人

主な事業

市民活動支援事業【企画課】

- 中間支援機能の強化
- 地域づくり活動補助金
- NPO法人認証事務と支援

第2節 地域の実情にあったコミュニティづくりを支援します

第2項 地域で支え合い地域課題に取り組む地域自治活動を支援します (5-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
地域で支え合う地域自治活動が活発に行われていると思う人の割合	53.0% (R1)	60.0%	65.0%
ワークショップアドバイザー・ファシリテーター派遣延べ人数	25人 (R1)	45人	65人

現状と課題

- ・町の中央部は人口が増加または横ばいで推移していますが、農村部は人口減少と少子高齢化が進み、地域間ギャップが表面化しています。
- ・ライフスタイルが多様になり、世代間で価値観の違いや新旧住民の意識の差などが現れ、声のかけ合いや助け合いの意識が希薄になっているという声もある反面、行政に頼らず地域住民が自ら地域を運営していくための地域運営組織の設立に向けた動きも見られるなど、地区ごとに地域コミュニティの特色が見られます。
- ・人口減少社会の中にあっても、地域の役割が増えており、その担い手の選出や従来の自治活動の存続が困難になっている地域があります。
- ・従来通りの地域の事業や行事について現状に即した見直しを行い、組織や会議のスリム化を図るとともに、地域住民同士の関わりの中から人材の発掘・育成をしていくことが重要です。また、これまで地域住民、組織、行政が一緒に進めてきた取組みなどは、その目的を再確認しつつ時代に合った仕組みに変えていく必要があります。
- ・地域活動等を通じて、地域の特性にあった地域コミュニティのつながりを保ちつつ、地域を越えてコミュニティ同士が交流する機会をつくり、目的によっては相互に補完する関係を築くことも必要です。
- ・地域を越えたつながり、町民、民間、ボランティア、NPO法人、行政などとの連携を推進、合わせて庁内の協働理解と事業連携を進める必要があります。

施策の方針

- ・自発的な地域活動の支援
- ・地域自治と行政の円滑な協力体制の構築

主な活動主体

町、町民、地縁団体、市民活動団体、地域運営組織

主な事業

地区コミュニティ支援事業【企画課】

- 人材育成事業
- ワークショップアドバイザー・ファシリテーター派遣事業
- コミュニティ施設等整備補助事業
- 地縁団体の支援と認可事務

地域運営組織支援事業【企画課】

- 地域運営組織等形成支援事業
- 集落支援員制度の活用

第3節 お互いの理解を深め、共生できる社会をつくります

第1項 町民の誰もが互いの個性や特性を理解し認め合い、支え合うことができる環境を整えます (5-3-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
性別に関わりなく社会参加ができる町だと思ふ人の割合	38.4% (H29)	50.0%	52.0%
男女共同参画サポーター認定者数	46人 (R1)	52人	60人

現状と課題

- ・女性の社会参加に対する理解は浸透してきていますが、性差（ジェンダー）を超え多様性を認める考えがまだ十分に浸透していません。
- ・性別による役割分担の意識は、時代と共に変わりつつありますが、無意識のうちに社会的、文化的に形成された性差が未だに人々の意識の中に根強く残っています。
- ・男女共同参画への研修や講演会等には女性や高齢層の関心は一定程度あるものの、男性や若者層の関心が低い傾向があります。
- ・誰もが互いの個性や特性を理解し認め合い、性別による固定観念にとらわれず、支え合うことができる社会づくりを進める必要があります。
- ・LGBT など性的少数者への正しい理解も必要です。
- ・インターネットの普及により様々な情報が手に入ると同時に、その情報を正しく理解し、社会生活の中で活かす力が求められています。

施策の方針

- ・男女共同参画推進の普及啓発
- ・男女共同参画サポーターの育成
- ・誰もが社会参加しやすい環境づくり

主な活動主体

町、町民、男女共同参画サポーター、関係機関

主な事業

男女共同参画社会推進事業【企画課】

- └─ 男女共同参画普及啓発事業
- └─ 男女共同参画環境整備事業

第3節 お互いの理解を深め、共生できる社会をつくります

第2項 国際交流・姉妹都市交流を推進します

(5-3-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
国際交流・文化交流に関わる町民数	56人 (H30)	67人	84人

現状と課題

- ・平成17年6月20日にオーストラリア・クイーンズランド州(旧)スタンソープ・シャイヤーと姉妹都市盟約を締結し、その後の合併により改めて平成21年2月19日、サザンダウンス市と姉妹都市盟約を締結しました。サザンダウンス市への中学生の派遣を重ねながら、国際理解や友好親善を深め、国際性豊かな人材の育成を進めてきました。
- ・紫波町国際交流協会による民間主導の多文化交流活動が積極的に展開されています。
- ・国際交流は、これまで展開されてきた文化・教育活動分野での交流に加えて、産業・経済分野なども含めた多方面にわたる交流が課題となっています。
- ・国内の姉妹都市交流は、平成18年9月19日に福島県古殿町と、平成29年1月30日に東京都日野市とそれぞれ姉妹都市盟約を締結し、民間や行政による相互交流が多方面にわたり活発に行われています。
- ・国際交流・姉妹都市交流の深まりにより、互いの文化などの違いを認め合い、つながりを持ち、支え合える社会づくりを進展させる必要があります。

施策の方針

- ・中学生海外派遣の維持
- ・国際交流協会への助成

主な活動主体

町、町国際交流協会

主な事業

国際交流事業【総務課、学校教育課】

- 紫波町国際交流協会助成
- 国際ワークキャンプ事業費補助
- 中学生海外派遣事業

姉妹都市交流事業【総務課】

第4節 町民が必要とする情報を得られる環境をつくります

第1項 町民が情報の入手や発信ができる環境を整えます

(5-4-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
メール配信サービス登録者 (15 歳以上) の割合	1.5% (R1)	30.0%	50.0%
I Tサポートセンター利用者数	553 人 (H30)	600 人	650 人

現状と課題

- ・町内に一部存在していた携帯電話の不感エリアは、町からの継続した要望と通信事業者の努力により解消されています。
- ・同じく、町内の一部地域で未整備であった光ブロードバンドの環境も整い、町全域で高速インターネット通信が可能となっています。
- ・一方で、これまで地域情報の伝達手段として効果を発揮していた有線放送が廃止され、農村部や高齢者から生活情報や地域情報の入手に不安の声があがっています。
- ・メールやスマートフォンアプリなど I T の活用により、時代に合った情報伝達手段の構築を進めています。
- ・年代によっては携帯電話やスマートフォンの利用が難しく、情報活用力に差が生じていることから、一定のレベルまでの情報活用力を身に着け、個人の防災力や自助力を高められるよう支援する必要があります。

施策の方針

- ・時代に即した情報伝達手段の構築
- ・町民の情報活用力の向上

主な活動主体

町、情報関連事業者、民間団体

主な事業

地域情報化推進事業【企画課】

└─ 情報伝達環境整備事業

└─ 情報インフラ整備支援事業

I Tサポート事業【企画課】

第4節 町民が必要とする情報を得られる環境をつくります

第2項 地域の誰もが支え合えるまちづくりに向けた情報拠点をつくります

(5-4-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
情報交流館利用者数	401,641人 (H30)	380,000人	400,000人
プログラム参加人数	486人 (H30)	510人	534人
調査相談回答件数	204件 (H30)	214件	224件

現状と課題

【地域交流センター】

- ・自主サークル活動や各種講座・教室等の趣味・教養、文化活動が活発に行われ、地域文化の創造・発信・提供の拠点として定着しつつあり、魅力あるまちづくりの大きな役割を担っています。更なる地域・年代を超えた豊かで快適な交流の場を目指すため、利用者の利便性を向上する運用や魅力あるイベントの企画・開催が望まれます。

【図書館】

- ・図書館では現在、10万点を超える図書館資料（蔵書など）を備えていますが、利用者の求めに応じた支援（情報提供等）に不可欠な書籍などの更新・入替えに必要な財源が不足しています。
- ・紫波町内の図書館登録者数は、11,700人(全体 18,500人)ほどで町の人口に対する割合は35%です。残りの65%を占める図書館未利用者へのサービス拡大（図書館資料・情報の伝達・接続）のため、必要な情報等の精査とそれに基づくアウトリーチ活動が重要になっています。
- ・図書館では、市民の自立を支援することにより、町の活性化を目指します。そのため、必要な情報を提供できるように各機関との連携を強化する必要があります。
- ・貴重資料、音声資料などを中心に資料の劣化が懸念され、その保存と有効活用のためにデジタル化が必要になっています。

【情報交流館（地域交流センター、図書館）】

- ・町では、市民協働と公民連携による地域づくりを推進しています。情報交流館においても、こうした取組みを支援するため、活動団体・機関などと積極的に関わり情報提供などをおして、連携を強化して行く必要があります。
- ・情報交流館（図書館を含む）は、開館後7年以上が経過し施設・設備に不具合等が発生する頻度が高まっていることから、資産台帳の耐用年数等に基づいた定期的な点検や計画的な修繕・メンテナンスなど、適時・適切な資産の維持管理や設備更新が必要になっています。

施策の方針

- ・情報と人をつなぐハブになる
- ・活力あるまちづくりを支援する
- ・次代を担う人づくりの推進する
- ・市民の自立を支援する
- ・まちの歴史・風土・文化に出会う場を創出する

主な活動主体

町、町民、学校、市民活動団体（NPO、ボランティア団体を含む）

主な事業

情報交流館運営事業【情報交流館】

- 情報交流館施設管理事業
- 地域交流センター運営事業

図書館運営事業【情報交流館】

- 次世代育成事業
- 地域資料活用事業
- 産業支援事業
- 生活支援事業

第4節 町民が必要とする情報を得られる環境をつくります

第3項 町の動きが町民に伝わり、町民の意見が町に伝わる仕組みを充実させます (5-4-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
まちづくり座談会参加者数	215人 (R1)	240人	260人
ホームページ閲覧数	700回/日 (H30)	770回/日	800回/日
町民意識調査回答率	34.1% (R1)	40.0%	50.0%

現状と課題

- ・インターネットの普及により、個人で様々な情報を手軽に入手できる時代になっています。
- ・町はホームページのほか、場面に応じてSNSを活用して町民に情報を伝えています。
- ・広報誌は月2回（総合版、お知らせ版）発行し、行政情報や地域情報をお知らせしているほか、スポットで特集を組み、推進したい取組みや語り継ぐべき取組みなどについて、重点的に情報発信しています。
- ・町ホームページは随時情報が更新されているものの、鮮度の古い情報が掲載されている場合や、必要な情報が探しにくい場合があることから、情報が「新鮮で」「わかりやすく」「探しやすい」ホームページに改善する必要があります。
- ・広聴では、町長への手紙、町ホームページからのメール投稿、まちづくり座談会など幅広い手段により町民の意見を聴く仕組みを整えています。
- ・まちづくり座談会は、50代以上の参加が大部分を占めており、若年層や子育て世代の参加が少ない状況にあります。
- ・町の将来に向けて幅広い意見を聴くためにも、時代や対象者に合った広聴の方法を検討することが必要です。
- ・これまで隔年で実施してきた町民意識調査は、まちづくりの進捗度合いや町民が何を重要視しているかを確認する調査として定着していますが、総合計画の計画期間の見直しに合わせ、実施間隔を検討する必要があります。また、インターネットを活用したアンケート等、簡便で回答しやすい調査方法の検討も必要です。

施策の方針

- ・読んでもらえる広報誌づくり
- ・時代に合った広聴の仕組みづくり
- ・ホームページの適切な運営
- ・町民意識調査の改善

主な活動主体

町、町民、事業者、関係団体

主な事業

広聴・広報事業【企画課】

- └─ 広聴事業（町長への手紙、まちづくり座談会、町民意識調査 等）
- └─ 広報事業

行財政経営

限られた経営資源を生かし、より質の高い行政サービスを町民に提供していくとともに、自主財源の確保に努めながら財政の健全性に配慮し、持続可能な行政経営を進めます。

また、時代や環境の変化に伴う要請に柔軟かつ的確に対応できる職員の育成や、組織体制の不断の見直し、各部課横断の取組みを進めていきます。

第1節 【住民窓口サービス】

便利で快適な窓口サービスを提供します

第2節 【行財政】

町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

第1節 便利で快適な窓口サービスを提供します

第1項 迅速かつ的確な窓口サービスを提供します

(行-1-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
窓口対応の満足度	62.5% (H29)	65.0%	68.0%

現状と課題

- ・全庁的な窓口対応については、利用者の課題解決のため、接遇をはじめ様々な研修を通して、町民のニーズを的確に捉えた質の高い対応が求められています。
- ・多様化、複雑化する町民ニーズに対応する、きめ細かく質の高い窓口サービスが求められています。
- ・出生から死亡までの身分関係、日本国籍を公証するため、各種戸籍届書の受理、審査、戸籍記載について正確かつ迅速な処理が求められています。
- ・戸籍法の一部改正によるマイナンバー制度との連携に伴い、戸籍システムの改修、複本籍の解消による戸籍訂正事務の増加が見込まれています。
- ・既存の戸籍副本データ管理システムを活用した新システムが構築されます。戸籍情報とマイナンバー制度の連携により、本籍地以外でも戸籍情報の確認が可能になる等、町民にとって利便性が向上します。

施策の方針

- ・職員の能力や資質の向上
- ・戸籍システムの保守管理、改修

主な活動主体

町

主な事業

人事管理事業【総務課】

└─ 職員の能力や資質の向上

窓口サービス向上事業【町民課】

└─ 戸籍システムの保守管理、改修

第1節 便利で快適な窓口サービスを提供します

第2項 町民の利便性の向上を図ります

(行-1-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
マイナンバーカード交付率	13.0% (H30)	96.0%	96.0%
コンビニ交付利用率	16.0% (H30)	50.0%	55.0%

現状と課題

- ・マイナンバー制度に基づき、本人等の申請による通知カードの再発行、マイナンバーカードの交付を行っています。住民基本台帳カードの有効期限到達者数がマイナンバーカード申請者数を大きく上回っている状況です。
- ・平成29年12月から証明書のコンビニ交付を開始し、夜間、休日の各種証明書の取得が可能となっていますが、住民基本台帳カード、マイナンバーカードの保有者合計数が減少しているため、コンビニ交付利用率は伸び悩んでいます。
- ・今後はマイナンバーカードの利活用が促進され、マイナンバーカード申請者数の増加が見込まれます。
- ・広報紙、パンフレットを活用した広報活動、窓口での丁寧な説明等によりマイナンバー制度に対する不安、理解不足を払拭する必要があります。
- ・マイナンバーカードの普及を促進するため、交付申請をサポートする取組みが必要です。

施策の方針

- ・マイナンバーカード交付円滑化計画策定、推進
- ・マイナンバー制度等の周知
- ・マイナンバーカード交付申請の補助
- ・コンビニ交付システムの保守管理、改修

主な活動主体

町

主な事業

マイナンバーカード普及事業【町民課】

- └─ マイナンバーカード交付円滑化計画策定、推進
- └─ マイナンバー制度の周知、カード交付申請サポート

証明書コンビニ交付事業【町民課】

- └─ コンビニ交付システム保守管理、改修

第2節 町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

第1項 町民から信頼され、心身ともに健康な職務能力の高い職員を育成します (行-2-1)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
職員に対する満足度	60.4% (H29)	70.0%	80.0%

現状と課題

- ・町では職員全員が公共の利益のため町民のニーズを捉え、質の高い職員を「理想の職員」とし取り組んでいます。日本全体を見ると、人口減少による生産人口の減少に伴い、労働者数が足りていない現状があります。その結果、経営に必要な資源である「ヒト、モノ、カネ」のうち、「ヒト」が不足してしまいます。町においても職員採用の募集に対する申込者が減少傾向にあります。
- ・また、限られた人材でより効率的な業務を行う必要があることからRPA（ロボットによる業務自動化）の導入などによって業務を効率化し、職員による政策立案の機会を増やすなどして、職員、職場でのさらなる生産性の向上が求められています。
- ・このように、持続的に自立できる行政運営を行うためには、労働者が不足する中で「理想の職員」をどのように確保し、育てていくのが課題です。そのために、①職員を確保するために必要な手段、②町民ニーズを的確に把握し、求められる職務能力に合わせた職員の育成計画、③職員が能力を十分に発揮し続けるために心身の健康の維持、増進が重要となっています。

施策の方針

- ・職員の能力や資質の向上
- ・職員(職場)の生産性向上
- ・心身ともに健康で安全に働ける職場づくり

主な活動主体

町

主な事業

人事管理事業【総務課】

- 職員採用試験実施事業
- 職員研修事業

健康増進事業【総務課】

- 職員健康診査事業
- メンタルヘルス対策事業

職場職員生産性向上事業【財政課、総務課】

- RPA導入による生産性向上事業

第2節 町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

第2項 計画的・戦略的な行政運営を推進します

(行-2-2)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
行政サービスへの満足度	70.1% (H29)	73.0%	75.0%
情報システムの共同化、クラウド化率	61.0% (R1)	67.0%	75.0%

現状と課題

- ・総合計画において基本構想を定めて町の将来像を掲げ、5年間の基本計画を策定し、実施計画は3年単位のローリング方式により毎年見直しを行ってきました。第三次総合計画では、マニフェスト・サイクルを考慮して基本計画の期間を4年間とし、実施計画はこれまで同様に3年単位のローリング方式で毎年見直ししながら、町民ニーズや財政状況等を踏まえた取組みが必要です。
- ・行政サービスの多様化に伴い情報システムは増加しています。迅速なサービスの提供のため、効率的なシステム構築・運用が必要です。
- ・平成29年地方自治法の改正により、都道府県及び指定都市は内部統制[※]に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられました。指定都市以外の市町村は努力義務とされていますが、行政サービスの多様化や高度化、専門化が進んでいることから、町においても事務上のリスクを把握し、対応策を講じることで適正な行政運営を図っていく必要があります。

※内部統制

組織内において業務を適切に進めるためのルール・手続きを設けて、組織内のすべての人が、そのルールに基づいて業務を管理・運営する仕組み

- ・本町は盛岡広域圏に属し、町民の暮らしに密接に関わる諸課題に対して市町を越えて連携し、各市町の知見を結集して取り組んできました。人口減少や少子高齢化が進む中で、今後も生活の質の向上や経済の維持発展のためには、広域圏の強みを生かしながら連携してまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方針

- ・ローリング方式による定期的な実施計画の見直し
- ・クラウド化等の推進
- ・内部統制の方向性の検討
- ・内部統制体制の検討

主な活動主体

町

主な事業

総合計画策定事務【企画課、全課】

行政情報化事業【財政課】

広域連携事務【企画課】

内部統制事務【総務課】

第2節 町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

第3項 町有財産の効果的な活用を進めます

(行-2-3)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
未利用財産処分件数 (累計)	7 件 (H30)	35 件	63 件
未利用普通財産活用件数	40 件 (H30)	45 件	50 件

現状と課題

- ・公共施設は老朽化が進んできており、今後大規模改修や修繕、更新など多額の費用が必要になると見込まれます。
- ・厳しい財政状況が今後も続くと予想される中で、老朽化した公共施設を短期間で全て更新することは非常に難しい状況にあります。
- ・人口の減少と人口構成の変化が進むことで公共施設の利用ニーズが変化するため、施設の需要と供給のバランスの変化に応じた見直しを図っていくことが必要となってきます。
- ・町有財産の適正な維持・管理に加え、資産としての活用が求められています。

施策の方針

- ・町有財産の適切な管理と活用
- ・持続できる施設サービスの提供
- ・未利用財産の民間活用の推進
- ・公共施設等総合管理計画の策定、見直し

主な活動主体

町

主な事業

町有財産維持管理事業【財政課】

- └─ 台帳管理
- └─ 維持管理業務

公共施設等総合管理計画事業【財政課】

- └─ 公共施設等総合管理計画策定、見直し
- └─ 個別施設計画策定

第2節 町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います

第4項 持続可能で計画的な財政運営を図ります

(行-2-4)

まちづくり指標

指標	基準値	目標値 (R5)	目標値 (R9)
財政調整基金残高	6.7億円 (H30)	6.0億円	8.0億円
町税の収納率	98.7% (H30)	99.0%	99.0%

現状と課題

- ・過去の災害復旧や庁舎整備、大規模建設事業により、将来負担は高い状態となっています。また、義務的経費の増加から経常収支比率も年々上昇し、財政の硬直化が進んでいます。
- ・財源不足を地方債や基金の取り崩しによりやりくりしてきましたが、基金残高も減少し、財政環境は危機的状況となっています。
- ・今後、大規模な建設事業が控えているほか、扶助費の増加や公共施設、インフラ資産の維持が課題となってきます。
- ・持続可能な財政運営を行うためには、財源の確保と新たな手法による資金調達を行っていくとともに、経常経費の圧縮を図る必要があります。
- ・税の調定額、収納率ともに上昇していますが生活困窮などの理由により税金を納付できない人が一定数存在します。

施策の方針

- ・予算の重点的・効果的な配分
- ・自主財源の確保
- ・財政の見える化
- ・税の公正かつ公平な賦課徴収
- ・税の自主納付の促進

主な活動主体

町

主な事業

財政管理【財政課】

- ├── 予算編成
- ├── 財政状況の公表
- └── 公会計研修

ふるさと寄附対応事業【財政課】

- └── ふるさと納税募集

税・使用料等の賦課徴収事務【税務課】

第4節 計画の体系

基本構想		基本計画		実施計画	
目指す将来像	分野別政策【章】	基本施策【節】	施策の項目【項】	主な事業	
	5	25	74	148	
暮らし心地の良いまち 【まちづくりの視点】 「循環」「協働」「多様性」 【重視する地域資源】 「食」「文化」「スポーツ」	1 誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち 町に住む誰もが、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていくため、お互いを認め合い、支え合いが生まれてくまちをつくります。 (健康・安心)	健康	1 一人ひとりが健康な生活を送れるよう支援します 2 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます	1 妊娠・出産・育児を切れ目なく支援します 2 三大疾病の予防に取り組みます 3 自分の健康に関心を持ち、健康のために行動する人を増やします 4 感染症から自分の身を守る人を増やします	子育て世代包括支援事業(母子保健事業) 成人保健事業 健康づくり事業 感染症予防事業
		医療	1 誰もが必要な医療サービスを受けられるよう取り組みます	1 誰でも安心して医療を受けられるよう取り組みます 2 健全で安定した国民健康保険の運営を行います 3 いつでも安心して医療を受けられる体制を確保します	福祉医療給付事業/高齢者医療事務 国民健康保険事業 地域医療体制確保事業
		福祉	1 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます	1 地域で福祉を支える体制をつくり支援します 2 障がい者の社会参加と自立への支援を行います 3 高齢者が健康を維持し社会参加できるよう支援します 4 高齢者が支援や介護を受ける状態になっても安心して生活できるよう支援します 5 経済的に安定した生活を支援します	地域福祉推進事業/生活困窮者自立支援事業 障害者総合支援事業 在宅高齢者支援事業/高齢者福祉事業/介護予防日常生活支援総合事業 介護保険事業/地域支援事業 国民年金事務/消費者保護事業
		食育	1 健全な食生活の実現や食文化の継承を進めます	1 食育を通じて健全な食生活を実践する人を増やします 2 食と農が結びついた豊かな食文化を次世代につなげます	食育推進事業 食農理解促進事業
	2 豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち 昔から大切に守られてきた自然や先人たちの知恵・技術は、町の財産です。この魅力に気付き、多様な世代がお互いにつながり合いながら、これらを生かし、新たな知恵や技術で挑戦し続けることで自らなりわいを生み出し、豊かな暮らしを未来へと豊かにしていきます。 (自然・産業)	環境	1 自然を守り、環境に負荷をかけない取組みを推進します	1 町民や事業者とともに環境への意識を高める活動を推進します 2 資源を有効に活用する取組みを進めます 3 二酸化炭素の排出抑制に取り組みます 4 衛生的な生活環境の保全を進めます 5 廃棄物の適正処理を進めます	環境活動推進事業 資源循環推進事業 二酸化炭素排出抑制事業 環境保全対策事業/地域環境整備事業 廃棄物適正処理事業
		農業	1 農業所得の向上と農村環境の維持向上に取り組みます	1 多様な担い手を確保・育成します 2 循環型農業と地域特性を生かした産地づくりを進めます 3 地産地消と6次産業化を推進します 4 環境と景観に配慮した農村整備を進めます	農業経営基盤強化対策事業/農業者年金加入推進事業 循環型農業推進事業/鳥獣被害防止対策事業 地産地消促進事業/6次産業化推進事業 農業生産基盤整備事業/農村環境整備保全事業/遊休農地対策事業
		森林・林業	1 森林の有する多面的機能を維持し、森林資源の保全・活用を進めます	1 森林環境の保全と整備を進めます 2 森林資源の活用を進めます	森林保全事業/森林整備事業 森林資源有効活用事業/木質バイオマス活用事業
		商工業	1 地域の特性を生かし、今ある価値を高めながら商工業の振興に取り組みます	1 商工業の活力を高めます 2 「暮らし」と「なりわい」が融合したビジネスを支援します 3 工業生産活動の支援や内発型産業の育成を進めます	商工業振興事業 起業支援事業/リノベーションまちづくり事業 企業育成・支援事業/企業誘致事業
		観光交流・定住	1 豊かな地域資源を生かして内外のつながりを広げます	1 地域の歴史・文化・人などの資源の連携により、交流人口を増やします 2 特産品の振興と技術文化の継承を支援します 3 町の魅力を町内外に発信し、新たなファンをつくります 4 豊かな地域資源を生かし、活性化に結びつけます	観光交流事業/源泉及び温泉保養公園管理運営事業 出稼労働者支援事業/特産品開発・普及事業 タウンプロモーション事業/移住・定住促進事業 地方創生推進事業/地域活性化事業
		雇用・就労	1 地元で安定して、安全に働き、能力を発揮できるように取り組みます	1 雇用の維持・確保、能力開発を支援します	雇用対策事業
3 自然と調和した安全で快適なまち 環境の変化に対応した社会インフラの機能を維持しつつ、新たな地域のつながりや価値を生み出していくために、様々な世代が、そして町民と行政が、それぞれ知恵を出し、協力し合うことで、自然と調和した安全で快適に暮らせるまちをつくります。 (安全・快適)	都市計画	1 機能的で住みやすい市街地をつくります	1 良好な市街地環境をつくります 2 都市機能の利便性を高め、賑わいのある街をつくります	都市計画事業/都市計画道路整備事業 古館駅前整備事業/駅間施設整備事業/紫波中央駅都市整備事業	
	道路・河川	1 安全な道路や河川を整備、維持します	1 安全に利用できる道路を維持します 2 利用しやすい道路を整備します 3 治水機能を維持し、河川環境を保全します 4 浸水被害を防ぐため、雨水排除機能を強化します	道路維持管理事業 道路整備事業 河川維持管理事業 雨水排除計画策定事業/雨水管理総合計画策定事業/雨水処理施設整備事業/雨水処理施設管理事業/河川整備事業	
	上下水道	1 生活に不可欠な上下水道を持続的に安定して供給します	1 安全で安心な水道水を安定的に供給します 2 豊かな環境、快適な暮らしを支える汚水処理施設を整備します	上下水道事業/簡易給水施設等事業 公共下水道事業/農業集落排水事業/小規模集合排水事業/管理型浄化槽事業	

基本構想

基本計画

実施計画

4 郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

人がそれぞれのライフステージにおいて充実した時間を過ごすためには、幼児期から老年期に至る全ての過程において成長を続けることが肝要です。わたしたちには、共に知り、為し、人間として生きることを学び、成熟し、そして、未来を切り拓く次世代へと大切なものを橋渡しする使命があります。このことを見据え、人と人が支え合うことができる魅力あるまちを創造します。

(教育・文化)

5 多様性につながる暮らし心地の良いまち

多様な人がお互いに尊重し、認め合い、つながり合う、「くらしここちのよいまち」をつくりまします。

(自治・参加)

行財政経営

4	住宅・公園・公共交通	快適に暮らせる良好な住環境をつくりまします	1 災害に強く安全で住みよい住環境をつくりまします	15
			2 便利な公共交通環境をつくりまします	
5	交通安全・防犯	交通事故、犯罪の無いまちづくりに取り組みまします	1 交通安全活動を展開します	15
			2 防犯活動を展開します	
			3 交通安全施設を整備・維持します	
6	消防・防災	災害を予防し、発生時には被害を最小限にとどめます	1 消防・救急活動を充実強化します	15
			2 防災体制を整備し、災害に備えます	

公営住宅整備管理事業／木造住宅耐震改修事業／空家対策事業／公園施設管理事業
交通安全対策事業
防犯対策事業
街路灯維持管理事業／交通安全施設整備事業
消防事業
防災対策事業／水防施設整備事業

1	教育	次代を担う人づくりの礎となる教育を充実します	1 人生の土台である幼児期の教育を充実します	11
			2 児童生徒の確かな学力の定着を図ります	
			3 豊かな人間性と健やかな体を育成します	
			4 子どもの状況に応じた教育相談を充実します	
			5 より良い教育環境を確保します	
2	子育て支援	安心して子育てができる環境を整えます	1 きめ細かな子育て支援環境を整備します	11
			2 子どもが適切な養育を受けられる環境を整えます	
3	生涯学習	伝統と文化を尊重し、先人が育んできた郷土を愛する人を育成します	1 町民個々のチャレンジ意欲を引き出すプログラムを構築します	11
			2 大切な文化遺産を守りながら、魅力ある地域を創造します	
			3 スポーツへの関心を高め、生涯を通じ心身ともに健康な人を育てます	
			4 子どもの心豊かな育ちを見守る地域社会を実現します	

幼児教育推進事業／幼保小連携推進事業
学習指導事業／国際理解教育推進事業／教育研究所事業
教育研究所事業／教育振興事業／学校保健・安全管理事業／学校給食事業
教育支援相談事業／こどもセンター事業
学校再編推進事業／学校施設等整備事業
子ども・子育て支援事業／地域子ども・子育て支援事業／子育て家庭への経済支援事業
児童虐待防止事業／児童虐待家庭への対応・支援事業／療育支援事業
公民館管理運営事業／芸術文化事業
文化財保護事業／野村胡堂・あらえびす記念館運営事業／保存団体支援事業
生涯スポーツ事業／スポーツ団体支援事業／体育施設管理運営事業／スポーツツーリズム推進事業
社会参加活動推進事業／放課後子ども教室事業／子育て・子育てするば支援事業

1	協働	市民のまちづくりへの関わりを促進します	1 まちづくりを主体的に考え、行動する人を増やします	9
			2 市民参加を進め、市民の意見をまちづくりに生かします	
2	コミュニティ	地域の実情にあったコミュニティづくりを支援します	1 町民の想いを行動に移す活動を支援します	9
			2 地域で支え合い地域課題に取り組む地域自治活動を支援します	
3	共生社会	お互いの理解を深め、共生できる社会をつくりまします	1 町民の誰もが、お互いを理解し認め合い、支え合うことができる環境を整えます	9
			2 国際交流・姉妹都市交流を推進します	
4	情報	町民が必要とする情報を得られる環境をつくりまします	1 町民が情報の入手や発信ができる環境を整えます	9
			2 地域の誰もが支え合えるまちづくりに向けた情報拠点をつくりまします	
			3 町の動きが町民に伝わり、町民の意見が町に伝わる仕組みを充実させます	

協働推進事業
市民参加推進事業
市民活動支援事業
地区コミュニティ支援事業／地域運営組織支援事業
男女共同参画社会推進事業
国際交流事業／姉妹都市交流事業
地域情報化推進事業／ITサポート事業
情報交流館運営事業／図書館運営事業
広聴・広報事業

1	住民窓口サービス	便利で快適な窓口サービスを提供します	1 迅速かつ的確なサービスを提供します	6
			2 町民の利便性を向上させます	
2	行財政	町民ニーズを捉えたサービスの提供と、限られた経営資源を生かした持続可能な行政経営を行います	1 町民から信頼され、心身ともに健康な職務能力の高い職員を育成します	6
			2 計画的・戦略的な行政運営を推進します	
			3 町有財産の効果的な活用を進めます	
			4 持続可能で計画的な財政運営を行います	

人事管理事務／窓口サービス向上事業
マイナンバーカード普及事業／証明書コンビニ交付事業
職員研修／人事評価／メンタルヘルスケア事業／業務改善・効率化
総合計画策定事務／広域連携事務／行政情報化事業／内部統制事務
ファミリーマネージメント事業／町有財産維持管理事業／公施設等総合管理計画事業
財政管理／ふるさと納税／税・使用料等の賦課徴収事務

土地利用の方針

財政フレーム